

令和7年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和7年9月5日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

15番 松村幸治	16番 吉田稔
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財 政 課 長 藤 井 信 良

会 計 管 理 者 清 田 美 恵 子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相 原 繁 喜

議会事務局次長 松 永 祐 子

議会事務局係長 大 塚 久 史

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

午前１０時００分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は２０名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１ 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第１、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、１０番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

１０番藤本功男君。

○１０番（藤本功男君） おはようございます。

議席番号１０番藤本功男です。よろしくお願いします。

今回の私の質問は、１つ、新ごみ処理施設の収支予算について、２つ目、プラスチック資源循環とリサイクルについて、３つ目、組合の組織運営について、以上の３点であります。

さて、新ごみ処理施設の動きについては、今朝の地元紙にも大きく出ておりましたね。多くの方が今注目をしているところであります。昨日も木村議員、吉田議員、中野議員がそれぞれの切り口で質問、意見を述べられてました。私もできるだけ分かりやすく質問をし、さらに意見を述べていこうと思います。

そこで、改めて今回出されました新ごみ処理施設の予算等について、順を追いながら質問をさせていただきます。

まず、１つは造成工事の内容や賃借料について、安丸副市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 皆さん、おはようございます。

藤本議員の一般質問、新ごみ処理施設の収支予算についてご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、昨日の木村議員の代表質問でも申し上げましたとおり、先月８月８日、板野町議会臨時会において、中央広域環境施設組合からの脱退が可決されました。そのため、７月

２２日に本市議会に上程させていただきました負担金補正予算は、１市２町のごみ処理施設として計画した事業費を基に算出したものであるため、板野町が脱退した状況ではごみ量の減少による計画変更が生じてまいりますので、事業費等も再算定を行うこととなります。このような状況下でのご質問でありますので、現状を踏まえた詳細の表示は難しいことをご理解いただいた上でお示しをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、造成工事についてでございますけれども、地元説明会でお約束をいたしました造成高に従いまして、切土、盛土を、掘ったり埋めたりというふうなことなんですが、行います。切土が約３万５，０００立米、盛土が約８，０００立米になると設計等をしております。また、造成地周辺の土留め壁、土を止める壁ですが、これにつきましては擁壁の型がいろいろありまして、重力式擁壁、逆Ｔ型擁壁というもので、合わせて約２４０メートルの施工を予定しておりますが、最大７メートルの高低差があることなどから施工延長に対して高い工事費となっております。

次に、２点目の土地の賃借料についてでございますが、借地面積は約２万４，０００平米を予定しております。建設予定地、緑地それぞれ不動産鑑定士の鑑定を参考に平米当たりの単価を算出し、総額約８，１００万円の賃借料を見込んでおります。また、賃貸借期間につきましては、令和７年度から令和３２年度までの間、操業期間２０年、工事期間を含め準備期間６年、計２６年間の賃貸借の予定でございましたが、板野町の脱退によりまして、この計画期間も変更の必要が生じてくると、このように考えております。

今回の板野町の脱退によりまして、設計内容等を見直した上で総事業費の算出も再積算を行うことがあるため、改めて提示、説明を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○１０番（藤本功男君） （パネルを示す）この図は以前にも紹介しましたが、建設予定地、施設のイメージ図ということであります。今、質問をいたしましたが、造成工事、これ建屋があって基礎になる部分の工事ということで、切土、盛土、それから土壌改良といましようか、それから排水設備等々が含まれて造成工事となるのではないかなと思います。

今、答弁でもありましたように、切土、土地を削って平らにするのに約３万５，０００立方メートル、それから盛土、低いところに土地を埋めていくということに８，０００立

方メートルということで、それから今回の大きな造成工事は、結局ここの擁壁工事、つまり土砂崩れを防ぐために壁を作ってする工事だということでもありますね。この擁壁工事は、調整池側の工事と西側の工事が主なものと理解しております。（パネルを示す）

こちらのほうなんですけども、今答弁でこれには大きく2つのやり方がありますよと。1つは重力式の擁壁工事、もう一つは逆T型擁壁工事ということで、私もいろいろ調べてみたら、この重力式というのは現場打ちといって、現場で仮枠を組んでセメントを流し込んでかなり大がかりな工事と理解しています。こちらの逆T型擁壁っていうのは、プレキャストといって工場で作ったものをここへ運び込んで組んでいくっていうのが主なものかなと、若干違うところがあるかもしれませんが、そういうふうに一応理解しております。重力式は83メートル、逆T型は157メートルということで、合わせて約240メートル、高い所は7メートルですよということで、これにかなりのお金がかかるということでしたね。

この造成工事ではありますが、今までの地元の説明とか私たちの説明の中で、地権者とのような関係で造成工事をしていくのかということでありましたが、当初は一部地権者もするというふうな話も聞いておりましたが、今回の説明では既に終わっている調整池、この工事に組合が1億2,000万円支出しております。それから、今回の予算については約5億円ということで、合わせて6億円を造成工事に使うというふうに理解をしております。賃貸借契約の中身がどうなってるのかによるとは思いますが、結局事業が終わりましたら建物は撤去します。そして、借りた土地はお返ししますということになると思います。そうすると、造成工事をした部分はもうそのまま恐らく地権者に返すのかなと。でありますと、なぜそういうふうなことになったのかの説明が不足しているような気がしますので、造成工事については再度説明をしていただければありがたいなとは考えております。（パネルを示す）

それから、賃借料です。賃借料は、2.4ヘクタール、2万4,000平方メートルが借地ということで、これを借りますということで、今答弁で準備期間等もありますけど、一応以前に説明されて今も言われたことからいうと、1年で405万円、20年間最大8,100万円を支払っていきますよということでありました。昨日の木村議員からも質問があって、その根拠は何ですかということですよ。答弁では、土地鑑定を入れているのでっていう話でありました。一般的には、賃借料というのは土地の価格掛ける地代率で出てくる、ほかの計算もあるようですけどね。そうすると、今回は事業用の定期借地契約

でありますので、地代率は4から5%でないかなと。そうしますと、逆計算したらこの土地2.4ヘクタールが幾らだったのかっていうのが出てきます。そこからはいき出された数字ですので、若干周りの土地から比べれば高額ではないかなということで、併せて今後この造成工事と賃借料についてはもっと丁寧な説明がいただきたいなと考えております。

次、再問として、建設費や運営費についてお尋ねをします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 藤本議員の再問、建設費や運営費についての再問に答弁をさせていただきます。

新ごみ処理施設につきましては、処理方式を好気性発酵乾燥方式として処理対象廃棄物を可燃ごみとしております。

施設における処理の流れといたしましては、可燃ごみを破砕機で小さく破砕した後、混合機にて木質チップと発酵促進剤を混合した上で好気性発酵乾燥設備に投入し、約17日間をかけて発酵、乾燥処理を行います。発酵、乾燥処理後、選別機などを使用して選別した後、圧縮梱包機を使用してリサイクル原料として梱包を行います。令和5年時点でこの費用として73億円を見込んでおりましたが、木材、鋼材をはじめとする建設資材の約30%の高騰や、円安による輸入資材等の約10%の調達コストの増額に加え、働き方改革、賃上げ政策による労務費の約20%の上昇も重なり、85億300万円とお示しをさせていただいておるところでございます。これにつきましても、板野町の脱退により再設計、再積算を行うこととなります。

次に、運営費でございますけれども、令和4年度の公設民営で入札を行った際には、20年間で約99億円を見込んでおりましたが、昨年度処理方式を好気性発酵乾燥方式プラスケミカル／マテリアルリサイクル方式へ変更したことから、好気性発酵乾燥処理後の残渣の処理を再商品化事業者へ委託することになります。この再商品化事業者につきましては、今後プラスチック資源循環促進法による第33条に基づく再商品化計画を策定し、大臣認定を取得する中で盛り込む必要がありますが、再商品化事業者は現時点では決定しておりませんので、今後再商品化事業者の調査業務を実施していくため、具体的な処分費の積算は現時点では難しいと考えております。

いろいろお答えをさせていただきましたが、分かりにくいところがあったと思うんですが、住民の皆さん方には、7月31日までのこのごみ処理施設というのは基本的にはどう

いうものでも処理ができたわけですが、今度の施設では分別化、リサイクルというものが一つのテーマになっておりますので、より一層の分別の厳密化をよろしく願いたいということと、もう一点、ごみの減量化、これは前回の議会でもお話がありましたけれども、コンポスト、あるいはごみ処理乾燥機、こういったものの数量あるいは補助金額も上げておりますので、こういった制度をご利用いただいてごみの減量化に努めていただければ大変ありがたいと、ご協力をいただきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） （パネルを示す）これは、今回の新ごみ処理施設の収支予算のほうの、さっき経費のほうの説明をいただいたものを私なりにグラフ化したものであります。昨日も質問がありましたが、少し確認をしたいと思います。

これはあくまでも、今副市長が言われたように、変わりますよという前提でありますかね。歳出のほうですが、委託料1.37億円、賃借料8,100万円、それから建設、設計に係る本体になりますが、これが85億円、そして造成工事に4.9億円と地権者への補償費が7,800万円と、総額で約93億円ということでありました。その中で一番大きいこの建設に伴う経費が、前回73億円であったのが、どうして12億円増えて85億円になったのか、今副市長に答弁いただきました。私のほうで資料をいただいておりますので、もうちょっと細かく言いますと、結局資材の高騰が27.3%、円安に伴う輸入資材、これの上昇が10.9%、それから人件費など労務費の高騰が21.2%、これらの要因が重なって今回このような数字になったということですね。

一方、運営費、事業費といいましょうか、これ今副市長のほうから、前回燃料化方式のとき入札が不調になりましたが、あのときは公設民営という方式で20年間で99億円でありましたと。しかし、今回はやり方を変えましたね。そういうこともあり、まだまだ未定のところがたくさんあるので、運営費についてはまだ計算では十分し切れていないということでありました。これ、方式を変えたことで、前のやつは固形燃料ですから、固形燃料を作る機械とかそれに係る光熱水費とか、それが要らなくなったと。それから、運営費についても若干安くなりますという数字を前いただきましたね。今後、それらの内容をさらに詳しく教えていただきたいなと考えております。

次に、再々問であります。歳入がどうなっているのかをお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 藤本議員の一般質問、新ごみ処理施設の収支予算についての再々問、歳入についてご答弁をさせていただきます。

本年8月8日、板野町議会臨時会において、中央広域環境施設組合からの脱退についての議案提出があり、可決されました。このことから、地方自治法に基づく脱退の予告通知が同日付で発出され、阿波市では8月12日に受理しております。板野町の脱退を受け、交付金の交付要件の一つでありました人口要件が5万人以下になりましたが、過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合のどちらにも該当することから、5万人の人口要件にかかわらず、1市1町の場合におきましても交付金の対象になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） すみません、再びグラフを使わせてもらいます。（パネルを示す）

こちらのほうは、歳入をグラフ化したものであります。今のは交付金のことには直接触れて、細かい数字がなかったので、私のほうで復習をですね。総額、歳入もやはり93億円ということで、交付金が27.6億円、地方債55.6億円、一般財源から10.5億円ということで、この交付金、今副市長が仮に1市1町でも、うちだけでもこれはもう出ますよということですので、安心はしております。この交付金というのは、循環型社会推進交付金という内容でしたね。地方債ってというのは、これ、私も素人なんですが、一応借金、20年間で支払っていくと、半分は交付税措置がありますので、そういう内容で償還していくと。一般財源はもうこれ持ち出しです。前は、阿波市は1市2町のときには6割、金額にして6.4億円を一般財源から出しますというのがこの歳入の話でありました。私たちもまだまだ分からんところがあるので、これらについてもまたしっかりと、説明にプラスがあれば入れていただきたいと思います。

次に移ります。

昨年12月、固形燃料をやめて新たな方式に組合は切り替えました。プラ新法、いわゆるプラスチック資源循環促進法による変更だという説明がありましたね。

そこで、この法律の目的や内容について稲井市民部長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 藤本議員の一般質問2問目、プラスチック資源循環とリサイ

クルについての１点目、プラスチック資源循環促進法について答弁をさせていただきます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階におきましてプラスチックの資源循環等の取組を促進するための措置を講じるため、令和３年６月に制定され、令和４年４月１日に施行されました。この法律における市町村の役割といたしましては、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。

そして、市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を行う方法が２つございます。まず、１つ目が法第３２条に基づく方法で、プラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、または混入していないことや圧縮されていることなど、国が定める分別収集物の基準に従って分別収集し、容器包装リサイクル法に規定する指定法人であります公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化する方法でございます。２つ目といたしまして、法第３３条に基づく方法で、市町村が単独または共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受け、認定された再商品化計画に基づき、再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○１０番（藤本功男君） この法律は４年前にできたやつということで、回収したプラスチックを燃やしたり埋め立てたりするのではなくて、リサイクル、資源化することを求めていると。つまり、燃やす、埋めるから、使い続ける、消費者、自治体、事業者が協力して資源循環型社会を実現することを目指していると。一般的な自治体は、今まで容器包装用のプラスチックを集めていたわけですが、それだけでなく、文具、おもちゃ、歯ブラシなどの製品プラスチックも一括して集める方式に変わりました。阿波市などは、分別回収をするのではなくて、一般ごみと混ざったものを回収して、リサイクル事業者に処理を委託するということであります。これを可能にするために市町村が再商品化計画、これを作成して国の認可を得なければいけないということですね。

そこで、再問として、再商品化計画についてお尋ねいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 藤本議員の一般質問２問目、プラスチック資源循環とリサイクルについての再問、再商品化計画について答弁をさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を行う方法の一つとして、市町村が単独または共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受け認定された再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法でございます。

この方法につきましては、もう一つの方法であります指定法人に委託する方法において必要であった市町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。この場合の市町村の役割といたしましては、再商品化計画を作成し申請する、認定再商品化計画における再商品化について責任を負う、認定再商品化計画に従って再商品化が実施されているかを確認し、再商品化実施者の管理、監督を行う、国に対して再商品化の実施の状況に関する報告を行う等がございます。一方、再商品化実施者の役割といたしましては、認定再商品化計画に基づき、市町村の委託を受けて分別収集物の収集運搬または処分を行います。

また、市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物のうち、認定された再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物につきましては、容器包装リサイクル法上の分別基準適合物とみなされ、指定法人から再商品化実施者に再商品化費用が支払われ、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に要する経費は、特別交付税措置が講じられます。加えて、好気性発酵乾燥方式プラスチックケミカル／マテリアルリサイクルでは、これまでの固形燃料を成形する場合と比べ、再商品化費用が発生するものの、電力使用量や施設整備費などが減少する見込みであることから、施設整備費や施設運営費が削減できると見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○１０番（藤本功男君） 再商品化計画はなかなか難しい内容ではありますが、ただ、今答弁いただいたので、市町村が何をしたらいいのかということが一応列挙されておりました、理解できました。また、この再商品化の過程で指定法人から一部経費、お金が支払われたり、特別交付税措置も講じられるというような話もありましたね。この法律３３条を起点に３５条までこの関係が出ているようではありますが、市町村が単独または共同して再商品化計画をつくり、これを大臣が認定した場合に市町村による選別圧縮等を省略して事

業者に委託することが可能になるということでもありますので、認可が前提ですよということでもありますね。

もう一つ、今回触れてなかったんですが、この再商品化事業をするのに環境省が求める基準があるんですよ。これを満たすためには、実証実験をしなければいけない。つまり、ごみの一連の過程、どのように分別をし、リサイクルにするのかというその基準が、実証実験をして提出をしなければいけないというふうに聞いております。この経費、さつき歳出のところで再商品化委託料460万円、詳しくは言いませんでしたが、多分これが関連しているんだろうと理解しております。

そこで、次に再々問として、このいわゆる今回の方式、トンネルコンポスト（好気性発酵乾燥方式）とプラスチックのリサイクルの全体的な概要について質問いたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 藤本議員の一般質問2問目、プラスチック資源循環とリサイクルについての再々問、トンネルコンポスト（好気性発酵乾燥方式）とプラスチックのリサイクルについて答弁をさせていただきます。

新ごみ処理施設の処理方式である好気性発酵乾燥方式プラスケミカル／マテリアルリサイクル方式では、従来のごみ焼却施設のようにごみを燃やさず、生ごみ、紙やプラスチック使用製品廃棄物などを含む可燃ごみを好気性発酵乾燥方式による好気性発酵によって乾燥処理し、有機物が発酵分解される一方で、プラスチック使用製品廃棄物を含む残渣を選別した上で、圧縮までを施設内で行います。圧縮した残渣は、先ほど答弁をいたしましたプラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画を策定し、国の認定を受けた上で再商品化実施者に委託して、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法で規定する再商品化手法であるマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルで再資源化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 言葉だけでは十分に理解できませんので、私なりにこんな図を作ってみました。（パネルを示す）

今回のやり方は、トンネルコンポストで17日間寝かせますね。発酵分解等をしてごみを取り出します。取り出したごみは一応3種選別といって、一部は、木材や分解された生ごみは戻します。そのほか、異物、塩ビは取り出します。これを圧縮パッケージにして業

者に渡します。これが中間処理です。中間処理業者は、このごみを一般ごみとプラスチックごみに分けて、一般ごみは焼却、埋立てが主なものだと思います。プラスチック類は、最終工程です。再商品化事業者、つまりリサイクル業者、マテリアル、ケミカル、ここで集まったプラスチックをさらに選別をして、その中から使えるものだけをリサイクルするというのが今回の流れだと理解しておる。

問題は、じゃあプラスチックというのはごみの中でどれだけあるんですかという話であります。これをいろいろ調べてみましたが、大体普通の自治体で集めたごみは、多くても20%はプラスチック類だと、こういうふうに出ております。（パネルを示す）

そこで、こちら、これは中央広域環境センター、ここが集めたごみ、これの組成をグラフ化しております。これはデータが出ておりますので。これは昨年度のものなのですが、紙、布類47%、プラスチック、ビニール類32%、木、竹、わら類11%、厨芥類8%、これは食べ残ったものなんかが主な、生ごみなんかがそうだと思います。不燃物、その他が2%ということで、うちのごみの組成を見ても、この中からプラスチック類、さっき言った容器包装とか製品プラなんかを主に取り出してみたら、やっぱり10%、多くても20%ではないかなと、そういう気がいたしましたね。そうしますと、ここのトンネルコンポスト、これは当初の説明では1市2町で1万5,000トン、これの20%といえは3,000トン、3,000トンのプラスチックをここで分別して、最終処理をしますと大体残渣が出るので、これはあくまでも目安なんですけど、使えるものは60から70%とされています。そうすると、1万5,000トンから考えて2,000トンぐらいがリサイクルに行くのかな、あくまでも想定であります。それが一つ、プラスチックの流れですね。

もう一つは、コストです。コストについては、今若干説明をいただきましたね。ただ、今回固形燃料を作らないので、先ほど言いました機械とか光熱水費が安くなったり、一部運営費は安くなるんですが、分からないところが多いんですね。それは、中間処理をする、一般ごみを焼却したり処分することについては、これ、全部持ち出しの金額です。リサイクル協会とか交付税の話がありましたが、それはあくまでもプラスチックに関わる部分でありますので、そういう意味では、あと輸送費等もあります。この全体の、じゃあ経費がどれだけかっていうのは、昨日の答弁で一部数字が出ましたが、中身としてはまだまだ十分ではないという気がします。

3つ目、全体として、じゃあ、このやり方のメリットとデメリットは何なのかというこ

とであります、トンネルコンポストで17日間寝かせて発酵し、温度を上げて分解しますよね。そうすると水分が飛びますよね。ですから、ごみそのものはぐっと減ります。減る量は十分に分かりませんがね。高温にすることによって、一般ごみとプラスチックごみが分離しやすくなる。最終のリサイクルは、そういう意味ではしやすくなると説明があります、調べてみたらね。しかし一方、デメリットもあるわけでありまして。ここで一般ごみをトンネルコンポストで高温にすると、プラスチックが逆に劣化する。劣化しますと、最終のリサイクルのところで使えないプラスチックが増える。特に、マテリアルリサイクルでは、それがネックだということがいろいろ調べると分かってきました。これも確証ではありませんよ。そのようなことから、まだメリット、デメリットというのがまだ分かってないところがあるので、その辺を今後十分に調べていただいて、丁寧に説明していただきたいと思っております。

では、次に移ります。

8月8日、板野町議会が組合からの脱退を決議しました。8月25日、上板町議会は予算に伴う負担金を否決しました。昨日は、上板町議会全員協議会があったと聞いております。これらの一連の動きは、新ごみ処理施設の事業や運営に大きな影響を与えております。

そこで質問です。

板野町の脱退など組織運営の課題についてどのようにお考えなのか、重ねての質問になりますが、町田市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 藤本議員の一般質問の3問目、組合の組織運営についての1点目、板野町の脱退など組織運営における課題についてどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

最初に、藤本議員がおっしゃりました好気性発酵乾燥方式プラスチックリサイクル方式ですね。日本の全体のごみ焼却の一般廃棄物の地公体のやり方っていうのは、今まではほとんどの9割を超えた自治体とか組合も含めて、今までも言っていました、ごみは燃やすものと言いまして、焼却が9割を超えております。そういったことで、デメリットもメリットもございますが、新プラ法に対応できて、SDGs、カーボンニュートラルというのは、私も自ら環境省に行きまして、藤本議員の疑問点もございますが、環境省のほうで内示とか今いろんなものもいただいておりますが、国費で、こういったことを完成した暁

には、9割の燃やすものをのけた残りといいますと実際少のうございます。こういった中で、日本で初めてのやり方と、新プラ法に、何回も言いますが、対応した、こういったことで33条認定をもらうのには、今予算は通っておりませんが、支援業務ということで、こういったことをやれる業者が幾つかあるということを調べております。

そして、阿波市にとってコストのかからない業者の選定業務というのを、上板町での議会にも今回9月には提出してもらうということによりまして、不確定要素っていうのがありますが、この環境省の推進交付金の要綱が燃やすというのを前提に現在できておりますので、そういった分を追記して、いろんな緩和してもらったり、前向きな要綱にしてもらうといったことについても足を運んで、今困ったことがないように努力はしてるつもりでございます。

それと、これは藤本議員に全然どうこう言うわけではございませんが、私の考え方を一つ聞いてもらえましたら、先ほど借金という言葉を行いました、昨日も答弁いたしました、いろんな私もこの行政生活の半分の中で財政に関わってまいりました。だけど、地公体と民間とは違まして、地方債の建設地方債制度っていうのがあるんですよね。それは、地方自治法とか財政法の5条で定められておりまして、その建設年度だけの人がその施設を使うことがないので、22年間借入れをして税金を、財源になるんか、交付税算入の残った分は払っていくほうが受益者負担の公平感があるということで、建設地方債制度ということでございまして、民間では借金と呼ぶんか分かりませんが、借入金とか地方債ということで私は認識しておりますので、これはお伝えだけでございます。

そして、昨日も志政クラブの木村議員、それと阿波みらいの吉田議員の代表質問、そして一般質問では中野議員にお答えいたしましたが、8月8日に板野町が脱退議案を議決して、令和10年3月31日に脱退予告の通知も来ております。こういった中と、今日の新聞報道にございましたが、上板町でまだ議決ができてないということと、また他にも絡めて、こういったことで議員にもお答えしましたように、今月中には議会と相談いたしまして、阿波市の枠組みが決まることによって事業の推進の仕方も変わってきますので、ここらにつきましては、この時期を早急に今月に決めまして、いろんな組織体制とかいろんな交渉相手も選定いたしまして、新たなスタートを切って、令和10年3月31日にはいろんな試運転も終えまして、令和10年4月1日には新施設を供用するというのが土成町、吉野町、そして阿波町、全ての関係する市民の方とのお約束になっておりますので、これが最終目標と思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今、市長、このやり方は日本で初めて、新しいチャレンジだということでありますね。それだけに、まだ分からないところがあると。私も、今回も組合の事務局とか市民部部長、環境衛生課長等といろいろ打合せをする中で、まだまだ未解明なところが随分とあるわけですので、今後しっかりとコンサルに動いていただいて、情報収集をしていただくということをお願いします。

（2番 檜原浩二君 退場 午前10時51分）

さて、先ほどの質問に関わりますけども、今日は5日ですね。前板野町長は、もう退任されて私人になっていると、民間人になってるということではありますが、今回の振り返りをするとどうしても触れなければいけないので、私、触れさせていただきます。

7月17日の日に全員協議会を板野町、上板町、阿波市と一緒にやりましたね。このときに、まさに突然、前板野町長が脱退を表明したということでありました。もう、これ大きな、青天のへきれきと言いましょかね。私は思うんですけども、そもそも前板野町長は副管理者として長く組合の中心においでましたよね。そして、これは町田管理者の以前の藤井管理者のときから中心メンバーとして動いてきました。それが、管理者が変わって2年ちょっとたちますが、報告、連絡、相談がない等々の理由を挙げて、気に入らんというようなことを言いながら脱退をしたと聞いております。私は、これはいかなげなもんかなと思いました。重要な責任者として、副管理者の役目を果たすべき人がこういうことでののかねと。分からなければ管理者にしっかり聞いて、問いただして、徹底して板野町議会に説明すべき立場の人だと思います。

（15番松村幸治君「そのとおり」と呼ぶ）

それで、私は、2月5日だったと思いますが、組合議会がありまして、両町長に質問をいたしました。お二人は新ごみ処理施設、東長峰の施設をもう当然ご覧になっているでしょうねと聞きましたら、見てない。理由はいろいろ言っておりましたが。私はびっくりしました、仮にも重要な、関係する自治体の長が、これだけ大きな案件の場所を見ていないと言ったんですから。私は、開いた口が本当に塞がらなったというのが正直です。これらのことも含めて、失礼とは思いますが、責任問題を逆に問いただしたいというところが本音であります。ただし、板野町議会は8月8日に全員が賛成して脱退をしたと、上板町も今のところ反対意見が多数であるということなので、これは重い事実でありますの

で、これはどうにか突破しなきゃいけませんね。

そこで、再問としまして、今後組織をどのようにまとめ運営していくのか、町田市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 藤本議員の一般質問の再問、今後組織をどのようにまとめ、運営していくのかについて答弁させていただきます。

板野町の脱退につきましては、新聞報道等で副管理者のいろんなコメントが出ておりましたが、昨日も答弁いたしましたように、管理者としての私も含めて中央広域環境施設組合、これには板野町、上板町の職員も出向してきております。こういった中で、この対応としては、昨日も申しましたが、今まで最善の努力を尽くしてきたと。そして、最終的なコメントといたしましては、今朝の新聞報道等にもありましたように、それではいけないのかも分かりませんが、管理者、副管理者、町長、市長の認識の違いということでご理解を願いたいと思います。ですから、繰り返しになりますが、管理者及び組合としての板野町の構成町への対応としては、最善の努力をしてきたという答弁でございますし、先ほどの上板町の状況も議員のほうから言われましたが、こういった枠組みが決まって、組織の体制とかいろんなやることも決まってくるので、ここいら少しお時間いただきまして、万全の体制で完成を目指して邁進していきたいと思います。

ちなみに蛇足でございますが、私は現場の現地、家の近い遠いは別にして、50回以上は現場を見ております。

以上、答弁とさせていただきます。

（2番 樫原浩二君 入場 午前10時54分）

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 連日報道が続いておりますので、本当に町田市長、今試練のときだと思っております。

上板町議会なんですけど、私は、8月15日の公開で行った全員協議会を傍聴してきました。反対された6人の議員のそれぞれの言い分をじっくり聞いてきました。それぞれ内容は違っておりました。脱退を主張する人もいましたし、それから予算、中身が非常に分からないからということもありましたし、借地料や造成工事に一部触れる人もいたと思います。どちらにしても、6人が反対されたという中身は一律ではないということを前提に、昨日、予算の一部組替えの資料を上板町議会にも配ったということのようですね。広

域ごみは、それぞれ目的があって一緒にしてきたわけでありますので、今後可能であれば連携の道を探るというのが、非常に大事でないかなと私は個人的に考えております。

そこで、最後の再々問として、話は飛びますが、ずっと私もこれを言い続けてきて、正直なかなか壁は厚いし高いなと思いつつ、毎回のように言ってるんですけども、市民や地元住民に対する情報公開をはじめとする説明責任、これを今後どのように果たされていきますかというところをお尋ねします。

(15番 松村幸治君 退場 午前10時57分)

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 藤本議員の再々問に答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたように、先日も申しましたが、私としては地方自治法とか国の方策で30年来、広域行政っていうのを国も推進しております。広域行政のところは重要視しながら、それと期限を、その上で優先順位でいえば最大限に重視して、期限遵守ということと、広域行政の推進っていうのを重く受け止めております。そういった中で、枠組みが決まりましたら、枠組みが決まって土成町、吉野町の地域住民の方、そして新施設の候補地でございます阿波町の地域住民の方に対しまして、地元説明会を早急に決まりましたらしたいと。そのほかにつきましては、いろんな情報ツールを使いまして、情報公開も含めまして、不満を抱いている方もおると思いますが、できる限りの情報公開に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 情報公開、説明責任っていうのは、言うはやすし行うはかたしということで、なかなか難しいところもあります。8月2日に、私は地元の自治会連絡会5回目を開きました。その場で言われたことの一つが、この情報公開でありました。新聞頼りの情報、それ以外は、藤本さん、何にも入ってこんのやけどもということで、厳しく問いただきました。このことについては、私たち議員も非常に責任がありますので、なかなか答弁に窮した場面がありました。

今、市民はごみ減量にも取り組み、市を挙げて頑張っているところでありますので、これらと併せて阿波市はごみの減量、資源化に向けてみんなで頑張っていきたいと思ひますし、市長が先ほど言われましたが、広報紙、ホームページ、それからケーブルテレビ、SNS、情報伝達手段はいっぱいあるわけですね。各担当者もやる気がありますし、市長

が指示を出せば、即動くような気がします。そういう意味でこういったものを活用して、しっかりと情報を流していく、このことについて最後お願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで10番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（15番 松村幸治君 入場 午前11時01分）

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

15番松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 15番、志政クラブ松村幸治、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は、サステナブル（持続可能）な阿波市の創生についてということで、3点ほど質問を出しております。

まず、冒頭に持続可能なごみ問題。これは、ずっと阿波市民が安心してごみを出し続けられるような、そういうことが行政の責任として一番かなと……

（19番原田定信君「どの口が言よんな」と呼ぶ）

思っております。今やじも飛びましたが、先ほど藤本議員からも板野町長の姿勢について少し意見がございました。確かに、私もそれを聞いたときに、会議中に、どの口が言よんなと申しまして、新聞にも大きく報道されました。まさに藤本議員のおっしゃるとおり、副管理者でありながら一回も見に行っていない、また予算についても寝耳に水と。誰が聞いても思うでしょ、どの口が言よんなと思いました。私も全く同感でございます。

それから、上板町には12人議員がおります。それで、予算に対して賛成、反対が6対6でございました。それが、賛成派の議員の中に議長が1人入っておりまして、議長は投票権がございません、6対5になります。それで否決されました。私はもともと上板町の出身でございます。生まれたところが上板町でございます。同級生もいっぱいおりますので、議員から呼ばれまして、町長をはじめ、ちょっと説明してくれというので行ってまいりました。そのときに、反対の議員6名の方の意見が、まず上板町民にとって何が一番大

事なかということを私は申し上げまして、それはごみが滞ることなく目の前からはけていく。上板町民はそれだけでいいんですよ。実際、方式とか、そんなことどうでもいいんですよ。この方式にしても、何でこの方式になったかと言いますと、前市長の藤井市長のときに、地元の約束で、燃やす方式では阿波市では皆さんの理解が得られないと。CO₂、それからダイオキシンの問題、これでまた反対運動が起こって、吉野町のように5年、7年かかりますと、阿波市の財政が持たんということから始まりました。上板町でも私が申ししたのは、これがようてしたわけでないんじゃないかと。阿波市市民は何が一番大事なかというと、毎日のごみが滞りなく処分できるということが一番で、20人中17人は賛成したんですよ。これが本当にベストだという議員は17人の方でも誰もおらんと思います。でも、最終的に阿波市の市民の一番求めていること、目の前のごみが滞りなくずっと処分できていく。それに対して上板町議会は、先ほども質問がありましたが、やれ借地料が1,000万円、2,000万円高いとか。分かっるとわと私は言うたんです。そんなもん、それを否決することによって、例えば2年8か月と後ろをくくられておる、これが3年、5年延びて地元の方から、私、地元ですので苦情を言われ、これどうなっとなと。そしたら、その間に毎年何億円で県外搬出のお金がかかるんですよ。その1,000万円、2,000万円にかかって小さいことを言うなど。目の前のことをちゃんとやっていかんと、これは大変なことになりますよと。それで、あの……。

（「もうやめてくれ」「こらえちゃれ」と呼ぶ者あり）

こらえたれという言葉がございましたが、上板町の反対議員のおっしゃることも当然理解はできるんですけれども、できたら一緒に広域で、今までし尿も全部一緒にやっております、やれたらなと思っておりますので、松田町長にもエールを送りながら、また上板町議の良識にも訴えながら、どうか一緒にやれたらなと。それが上板町民のためであり、阿波市民のためであると思っておりますので、サステナブルな、持続可能なごみの事業、それが粛々とやっていけるようにと私は思って。当然、うちの議員の中でもこの案に対しまして3人の方が反対されました。それも重々分かります。そのとおりだと思っております。でも、最終的に何が本当に市民のためか。これで滞ってしまつて年月がかかると、物すごい経費がかさんでまいります。多分それを踏まえて、私たち17人はほとんどの方が賛成したんだろうと思います。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

――、――、――、――、――

。、、。
。、。
、。。
、。（１６６字取り消し）

（「議長、議事進行しなよ」と呼ぶ者あり）

いや、サステナブルなごみ処理ということで話をさせていただきました。

その中からまず、これ１番目にごみのことを出しましたけれども、子育て対策のさらなる充実、継続について、その次、２番目に持続可能な教育対策について、３番目に環境面、経済面、社会面を包括したサステナブルなまちづくりについて、以上の３点をこの後、質問をさせていただきます。

それでは、サステナブル（持続可能）な阿波市の創生についての中から、まず最初に質問として、子育て対策のさらなる充実、持続についてお尋ねをいたします。

子どもが愛され、幸せに育つことは、全ての国民の願いであります。少子化対策は、子ども一人一人の健やかで個性豊かな育ちを大切にしつつ、将来の我が国の担い手の育成を図る未来への投資と言われております。現在の少子化の急速な進行の背景を考えてみますと、結婚、出産、子育てについての希望と現実には大きな乖離があるのではないのでしょうか。少子化対策はこうした希望と現実の乖離を解消するための取組でございまして、市民一人一人が自らの望む生き方が選択でき、それによって安心感や幸福感を得ることができるよう、社会環境を整えていかなければなりません。また、少子化の進行は将来における労働力人口の減少という形で、今後の経済成長や社会保障制度の持続可能性に大きな影響を及ぼします。

そこで、阿波市の子育て対策のさらなる充実、持続を図るため、どのような施策に取り組むつもりであるのかということをもっとお尋ねをいたしたいと思います。お願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 松村議員の一般質問の１問目、サステナブル（持続可能）な阿波市の創生についての１点目、子育て対策のさらなる充実、継続について答弁させていただきます。

子育て対策につきましては、少子化や核家族化、保護者の就労形態の多様化、複雑化を背景に、より柔軟で包括的な対策が求められております。本市におきましても、昨年度に

一条放課後児童クラブの新築工事やこども家庭センターの開設、こども計画の策定など、ハード、ソフトの両面から子育て支援対策を推進してまいりました。さらに、本年9月からは、新たに認定こども園の0歳から2歳児のうち、第1子、第2子の保育料無償化がスタートしたところでございます。少子化の進行が労働力人口の減少をはじめ、税収の低下、地方の過疎化など、社会全体の構造に深刻な影響を及ぼすことが予想される中、地方自治体は中・長期的な視点に立った財政的、制度的にも持続可能な取組を推進していく必要がある一方で、多様化する子ども、子育て家庭のニーズを踏まえながら、仕事と子育てを安心して両立できる環境づくりが必要であると考えます。そのためには、地域課題に応じた国県補助金の有効かつ効果的な活用をはじめ、認定こども園や放課後児童クラブの利用を希望する全ての園児、児童を受け入れることができるような体制づくりやファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業などの一時保育の充実による就労支援が必要となります。

今後においても、子育て対策のさらなる充実、継続を図るため、子育てと仕事の両立の支援をはじめとしたこども計画に掲げる基本目標を推進するとともに、持続可能な子育て対策を実現するための取組を着実に進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま大倉部長に答弁をいただきました。

少子化対策は、冒頭でも申しましたが、未来への投資として世代を超え、社会全体で取り組むべき課題でございます。少子化対策は、子どもの成長に応じて保健福祉に関わる問題をはじめ、教育費や住宅の問題など幅広い分野にわたる対応を必要とする取組であり、結婚、出産から子どもが成人に至るまでの施策が切れ目なく講じられる必要があります。今後とも子育て施策の充実に努めていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、再問として、2点目の持続可能な教育対策についてお伺いをいたします。

近年、国際社会においてはSDGsをはじめとする持続可能な社会の実現に向けた取組が広がっております。本市といたしましても、教育の面でその推進が求められていると考えております。そのためには、まず保護者が安心して子育てに取り組める環境づくりが大切だと考えます。子育て世代への支援の取組をこれからどのように展開していくのかお尋ねをいたします。

また、前回の答弁の中に、県内でいち早く児童・生徒１人１台端末の更新を行うとありましたが、持続可能な教育を推進する上で、児童・生徒にこれからどのような質、能力を育成することを期待しているのか答弁を求めます。

さらに、持続可能な教育を支えるためには教育環境の整備も重要です。教育環境のこれからの管理及び整備等についても併せて答弁をお願いいたします。

以上のような点を踏まえて、阿波市教育委員会として持続可能な教育対策について、これを高田教育長にお伺いをいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 松村議員の一般質問１問目の再問、持続可能な教育対策について答弁させていただきます。

近年、少子・高齢化の進行、デジタル技術の急速な発展、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化など、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした変化が激しく将来の予測が困難な社会を生き抜くためには、確かな学力や豊かな人間性を身につけることはもとより、主体的に社会に関わる積極性や新たな価値観を生み出す創造性などが必要になると考えます。そして、将来、子どもたちが持続可能な社会の創り手となるよう、本市教育の強みを生かしながら、社会全体で大切に育て、支えていく教育対策を進めていく必要があります。

本市の具体的な教育施策といたしましては、小学校や中学校での入学祝金や義務教育終了祝金の支給、来年度入学児童から配付する通学用かばん配付事業、さらに今年度からは中学校の給食費を無償化し、２学期からは小学校給食費の補助も増額いたしました。これらの事業は、保護者の経済的負担の軽減を図り、一層子育て、教育しやすいまちづくりとなるために実施しております。

また、GIGAスクール構想第２期として、県内でいち早く新しいタブレット端末の整備を進めております。このことにより、２学期からはより機能的で深い学びが可能となる教育活動が展開されると期待しております。タブレット端末は、情報活用能力の育成をはじめ、思考力、判断力、表現力を身につける効果的なツールとなります。また、タブレット端末に整備する新しい学習ソフトは、一人一人の理解度や興味に応じた学習も可能となるほか、友達と意見を交わしながら学ぶこともできます。今後、各学校にICT支援員を派遣し、学力向上や授業改善のためにタブレット端末をどのように活用するかなどを研究し、学びを深める利活用を推進してまいります。

次に、ハード面についてですが、学校は子どもたちが1日の大半を過ごす安全・安心な場所であることはもとより、快適に学習や活動ができる場所でなければなりません。そのためにも、阿波市公共施設等総合管理計画及び阿波市学校施設長寿命化計画に基づき、これからも継続的に施設の安全点検を行い、老朽化が進む施設の改修等を計画的に実施してまいります。また、屋内運動場を子どもたちや市民の皆様が快適に安心して利用できる施設とするため、市内14校の全てに空調機設備を設置する準備を進めております。

今後とも、未来の阿波市の担い手となる人材を育成するため、ソフト、ハード両面における持続可能な教育対策を講じてまいりたいと考えております。議員の皆様方のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま高田教育長より答弁をいただきました。

その中で、以前私が質問させていただきました中学校の給食費の無償化、また2学期からは小学校の給食費支援の増額、それから来年度入学児童から配付する通学用かばん配付事業等、様々なことを実施していただいたことに教育長、また町田市長に深く御礼を申し上げ、また大変感謝をしております。そして、将来子どもたちが持続可能な社会づくりの作り手となれるよう、本市教育の強みを生かしながら、社会全体で大切に育て、支えてまいりましょう。子どもは阿波市の宝でございます。行政、議会、市民が一体となって子育て、教育を見守っていくことをお願いし、また3人の孫の、私はじいじでございます。共に頑張っていくことをお誓いを申し上げまして、この項の質問を終わります。

次に、再々問として、今回の私の質問、サステナブルな——これは持続可能なですね——阿波市の創生についての中で3点目、環境面、経済面、社会面を包括したサステナブルなまちづくりについての質問をいたします。

サステナブルとは持続可能な社会を実現するための概念であり、環境面、経済面、社会面のバランスを考慮し、将来の世代も阿波市に住み続けられる地域社会を築くことが求められております。具体的に、環境面では、地域の資源を保護し、環境汚染を減らすこととされており、ごみの削減や廃棄物の削減、太陽光パネルを設置した住宅や再生可能エネルギーを活用したまちづくりなどが挙げられております。次に、経済面では、経済成長を持続可能なものにすることであり、新たな観光区域や経済圏を構築し、産業の創出や企業誘致、安定的な雇用創出などが挙げられております。次に、社会面では、地域住民が交流

しやすい場を提供し、地域の一体感を醸成するコミュニティーづくりや災害に強いインフラを整備し、地域の住民の安全を確保する災害に強いまちづくり等が挙げられております。これらの3つの側面がバランスよく調和することで、真に持続可能な社会が実現できるものと考えております。

そこで質問をいたします。

環境面、経済面、社会面を包括したサステナブルなまちづくりについてでございますが、この質問については、再々問として市長に答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 松村議員の一般質問の1問目の再々問、環境面、経済面、社会面を包括したサステナブルなまちづくりについて答弁をさせていただきます。

このサステナブルというのは、10年前の平成27年ですか、国連によって持続可能な開発目標というのが17項目ございますが、これが採択されました。これ、私もバッジをつけとんですけど、SDGsの、これからきておると思います。

そういった中で、議員のお話にもありましたように、環境、経済、社会の側面を包括したサステナブルというのは、環境を保護しながら経済を成長させて、そして社会の発展を三位一体で推進していくという趣旨であると思っております。これまでの歴史の中で、社会の発展や経済の成長の中で、資源を過度に日本は浪費しながら環境に重い負荷をかける結果となってきました。この状況が続きましたら、地球温暖化のように気温の上昇によって社会のみならず地球全体への深刻な影響が現れると懸念をされております。また、我が国におきましては人口減少、そして少子・高齢化により、毎年徳島県の総人口68万人ぐらいの人口減少をずっと続けておりまして、人と人との絆も希薄になってきておりまして、地域社会を成り立たせてきた社会や経済活動が縮小していくという悪循環に現在直面しているように思います。このような状況を踏まえまして、将来を見据えたサステナブルな、持続可能な社会の実現を目指し、施策を実施することで、誰一人取り残すことのない地域社会を築いていくこと、また地域を次の世代につないでいける環境を築いていくことが求められております。

こうしたことから、本市では、今年度からスタートいたしました第3次阿波市総合計画におきまして、まちづくりの課題の一つとして持続可能なまちづくりを取り上げまして、人口減少対策をはじめ、公共施設の老朽化対策、広域連携、そして行財政改革などの諸課題の解決に向けて取組を進めているところでございます。

次に、具体的には、環境面では、ごみの減量化は喫緊の課題であることから、これまで実施してまいりましたコンポストの無料配布及び電気式の生ごみ処理機の購入補助に加えて、新たに雑紙のほか、新聞、雑誌、段ボール等を回収できるエコステーションの設置など、ごみ減量化やリサイクルの推進に取り組んでいるところでございます。

次に、経済面では、基幹産業である農業の振興や地元雇用と地域の活性化を図るための企業誘致、スマートインターチェンジをはじめとする道路のインフラ整備など、様々な施策を推進しているところでございます。

そして、3つ目の社会面では、阿波市国土強靱化地域計画に基づき、安全・安心なまちづくりの実現に向けた防災・減災対策に取り組むとともに、令和7年度をまちづくりの第2ステージとして、市内で特色のある取組を行っている団体や中学校の生徒会も含めましていろんな方々と意見交換を行うなど、市民が主役のまちづくりの実現に向けてまちづくりミーティングを積極的に開催し、地域との一体感の醸成を図っているところでございます。

今後におきましても、地域の特性とか課題に応じましてサステナブルなまちづくりに積極的に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま町田市長より答弁をいただきました。

前回の質問で、私は、東かがわ市等も含めた近隣の市町でのサミットを提案をいたしました。市長からは、まちづくりの第2ステージの思いや市民が主役のまちづくりの実現に向けての意気込みを伺うことができました。引き続きサステナブルな、持続可能な阿波市の創生について、子育て対策のさらなる充実、持続可能な教育対策、また環境面、経済面、社会面を包括したサステナブルなまちづくりについて、さらなる町田市長の積極的な取組を期待いたしまして、今回の私の質問を終わります。

以上です。

○議長（笠井安之君） これで、15番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（20番 三浦三一君 早退 午前11時41分）

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告させていただきます。

本日午前の一般質問で15番松村幸治君の発言の中に一部不穏当と認められる部分がありましたので、後刻会議録を調査の上、措置することといたします。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番、あわ飛鳥黒川理佳、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく5問に加えて、それぞれにも再問、再々問とありますので、簡潔明瞭に質問していきたいと思うのですが、早速横道にそれます。

私、今議会より会派を立ち上げさせていただきました。あわ飛鳥というんですけど、これ、飛鳥は飛鳥時代の飛鳥です。飛ぶ鳥と書くんですけども、意味をたくさん込めています。まずは、明日——トゥモローの明日です——というのと、英語で「私たちの」というusの意味、そしてアース、地球という意味を込めて、明日の私たちの地球を守るため、飛ぶ鳥のように俯瞰した視点で考え、行動するという意味を込めました。シンプルにあわアースという名前も考えたんですけども、ちょっとどこかの会社と間違われそうだったので、こちら、漢字にも意味を持たすという意味で飛鳥としました。このように、私の会派の名前にも4つの意味を持たせています。1つのことに1つだけでは、会派の名前の由来ですら対応できないという前振りの話でした。

それでは、本題に入っていきます。

昨日から台風が発生し、幸いにも今回は警報も阿波市には出ず、対策本部などが立つこともなく、避難所開設とかもなかったと聞いております。ただ、そうしたように、災害というのはいつも身近にあります。

防災において、フェーズフリーという考え方があります。フェーズというのは場面です。場面がフリー、自由、もしくははないという考え方です。災害時、平時、いつものときというのを区別した対策、対応を考えるというのではなく、日常に防災の要素を持たせて、垣根のない対策をするという考え方です。この概念をぜひ市役所の職員全員の方に持っていただき、今後の市政を考えてもらいたいというのが質問の趣旨となります。

防災といえば危機管理課へみたいな感じで思っている方、多いのではないのでしょうか。

私もその一人でした。防災・減災を考えると、そして実際に発災したときには、まず危機管理課に連絡してしまうと思うのです。しかし、実際に発災した際には、危機管理課は災害対策本部の司令塔となるべきところであると考えます。その司令塔に、例えばここにいる20名の議員が全員問い合わせてしまえば、混乱するのが目に見えています。それに加え、各団体の方や個人の方も危機管理課へと問合せをする、そうした構図にならないと言い切れないのが今の体制ではないでしょうか。こうしたことが起こらないようにするには、先ほどのフェーズフリー、場面を区切らずに考える視点を、日常時から発災したときも考えて対応しておく必要があります。発災したときだけ切り取って考えれば、すぐに混乱を招きます。防災を考えるに当たって、こうしたフェーズフリーの考え方を危機管理課だけでなく、各課をまたいで対策を取っていかなければならないのではないのでしょうか。

そこで、防災についての第1問、フェーズフリーの概念を浸透させ、各課をまたいだ対策を取れる体制づくりについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 黒川議員の一般質問の1問目、防災についての1点目、フェーズフリーの概念を浸透させ、各課をまたいだ対策を取れる体制づくりについてのご質問に答弁をさせていただきます。

日常時と非常時の境界を取り払うことにより、備えるという特別な行動ではなく、日常生活の中に自然な形で防災の要素を組み込み、非常時にも対応できる柔軟性を持たせるのがフェーズフリーの特徴であり、近年における防災・減災の要となる考え方でございます。これまで防災用品や資機材は、災害時や非常時を想定した設計とされており、ふだんは備蓄倉庫に保管し、いざ災害が発生したときにのみ利用するのが従来のものでした。しかし、フェーズフリーでは、日常時において使用している資機材や食品を災害時でもそのまま利用するものであり、備えない防災とも呼ばれております。

議員ご質問のとおり、今や防災問題につきましては、それぞれの部署の垣根を越えた全庁的な問題となっておりますが、フェーズフリーの概念を理解し、導入することによって、一元化管理による合理化につながり、より効率的な運用が可能となることから、各部署間での連携体制の強化に努めてまいります。また、地域住民への防災啓発活動におきましても、地域のイベントや行事にフェーズフリーの要素を組み込むことで、楽しみながら防災意識を醸成することが可能となります。本市におきましても、学校行事、自主防災組

織連合会、また各種団体主催の防災訓練におきまして、プログラムに防災要素を取り入れたり、防災クイズ大会など、参加者の皆様の興味を引くよう知恵を絞りながら、防災知識を習得していただいております。

さらに、防災におけるフェーズフリーとは、災害時における情報伝達や行動計画の適切な段階管理を指す概念でもございます。具体的には、災害が発生した際には、情報収集や状況判断、避難準備、避難行動などを組織的に、段階的に進めることが求められております。これらのことから、本市では、阿波市地域防災計画にて災害対策本部、現地対策本部の設置に関すること及び各部、各課ごとに災害対応任務が付与されております。一部市役所業務を継続する必要がある部署に対する最小履行人数を除く全職員で全力を挙げて対応し、市民の安全を確保する防災・減災に努めるとしております。

行政面におきましては、市役所各課へ阿波市地域防災計画を設置しており、また職員が各自で確認しやすいようネットフォルダーにて掲示しておりますが、発災時に慌てず迅速な初動対応が取れるよう、定期的に確認を促してまいります。また同時に、来るべき災害に備えるため、地域や個人での防災意識を高め、適切な対応が取れるよう準備することが大切であることから、市民の皆様へも自主防災組織連合会防災訓練や自治会ごとの防災研修などにおいて、災害発生時に取るべき行動等について引き続き啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいまとても丁寧な答弁をいただきました。

防災問題は全市民に関わってくることになります。全市民に関することになれば、市役所全庁を挙げての対応が必要になってくると思います。阿波市でも、地域防災計画の中で対応は考えてくださっているものと思いますが、それをぜひ見える化し、市民みんなで共有できるようにお願いいたします。

そして、フェーズフリーの概念を浸透させるには、教育の場から入るのがいいとされています。鳴門市のほうでは、「いつもともしもがつながる学校のフェーズフリー」という冊子の中で学校との連携がよく取れており、子どもたちにフェーズフリーの概念が浸透し、各教科でのフェーズフリーを取り入れたり、さらにこういうときにはどこがどう対応するということがよく見える化できています。すぐにネットで見えますので、ぜひこちらも見てください、危機管理課、教育委員会がすぐ手を取り合って計画を立てていただきたいと思います。そして、阿波市では、この「いつもともしも」を市役所全課で対応してい

ただけるまちづくりをお願いしたい。先ほども言ったように、阿波市民が関わることは、全庁を挙げて迅速に連携体制を取れるよう要望いたします。

そして、続けて水道に関しての懸念点を取り上げさせていただきます。

水道のパイプの耐久年数は４０年から７０年とされています。阿波市は旧町時代の１９６０年代に整備されており、既に大体６０年たったところでしょうか。水道管においては全部を一気にきれいにするなんてことはできないので、老朽化が激しいところから取り替えるといった対応になるかと思います。近年では、パイプから水が噴き出る事故があったり、そうでなくても漏水などで日常時でも水道のトラブルが見られます。古くなったらがたがてしてしまうのは自然の摂理ではあります。蛇口の水が止まらないだけでも大騒動です。そんな中、もしも今発災したら、水道管が１か所だけでなく何か所も吹き出るようなことがあったら、こちらの対応は誰がどう動くのか。こちらでも水道課にすぐ頼めばいいのかといった体制について気になってきます。こちらについて、恥ずかしながら私はあまり知り得ないことなので、防災についての再問として、災害時に水道管が破損した際の対応についてをお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 黒川議員の一般質問の１問目、防災についての再問、災害時に水道管が破損した際の対応はについて答弁をさせていただきます。

水道は、生活や社会経済活動に不可欠なライフラインとなっています。そのため、地震などの災害時におきましても、基幹的な水道施設の安全性の確保や水の確保、さらには被災した場合においても速やかに復旧できる体制の確保が重要とされています。今後３０年以内に発生する確率が８０％程度とされている南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などに備えるため、本市におきましても水道施設の耐震化や体制強化など、ハード整備とソフト対策の両面で備えることが重要であると認識しております。

水道施設の耐震化の現状としましては、被災すると被害が広範囲に及ぶ口径１５０ミリ以上の基幹管路を対象にご説明させていただきますと、延長約１２１キロメートルのうち、現在までに布設している耐震管の延長は約３８キロメートル、率にして３１．５％、耐震管以外でも、布設された地盤の性状を勘案すれば、耐震性があると評価できる区間を加えた延長は約４６キロメートル、耐震適合率は３７．９％となっており、徳島県の平均２９．１％を上回っている状況であります。また、大規模地震により水道管が破損した場合、市場高区配水池、小倉高区配水池及び小倉中継ポンプ場においては緊急遮断弁を設置

しており、水の確保が可能となっております。

一方、大規模災害時におけるソフト面での対応としましては、全国の水道事業体で構成する日本水道協会の調整による応急給水、応急復旧等の相互応援体制が確立されています。また、応急給水活動等が有効かつ円滑に機能するよう、県西部6市町の水道事業者による訓練を定期的に行っており、本市で開催した際には、災害時の業務応援協力に関する協定を締結しているヴェオリア・ジェネッツ株式会社の給水車を活用し、官民連携による合同訓練を行うなど体制強化を図っています。加えて、阿波市上水道工事店協同組合と大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定を締結しており、水道施設の円滑な復旧に向けた体制を構築しています。今後とも、より安全で強靱な水道の構築に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいまとても丁寧な答弁をいただきました。

答弁にもありましたように、水です。ライフライン上で最も必要になってくる水道、その中でも、施設の安全性の確保、水の確保、これが災害時に体制がすぐに復旧できることは非常に重要なことであり、これについては、ポンプを整備していただいたり、給水車や連携協定を結ぶことで復旧の対応を整えていただいていることに安心を覚えます。しかしながら、やはり発災時には混乱するものです。先ほど、フェーズフリーの概念でも言いましたが、水道課だけでなく危機管理課、そして全庁を挙げての体制で、いつものときもしものときも阿波市の防災力は日本一と言える体制づくりをお願いしたいと思います。水道も全市民が関わってくることです。水道課だけの対応ではすぐに混乱が生じるかと思います。こちらにもフェーズフリーの概念を持って、市役所全庁にわたった体制づくりを今後とも進めていただきたいと思います。

それでは、次は福祉避難所についてです。

福祉避難所については何度か質問もさせていただいており、その中で、障害者の方の福祉避難所の数が非常に少なかったかと思います。もし、今発災したらというか、警報が出なかったので避難所開設はなかったんですけども、既に台風というのが起こりました。このようなとき、障害者の方はどう対応したらいいのでしょうか。去年度以降、対応はしていただけてはいるとは思いますが、そこで防災についての再々問として、福祉避難所について、特に障害者の方の福祉避難所についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 黒川議員の一般質問の1問目、防災についての再々問、福祉避難所の進捗について答弁させていただきます。

令和7年4月1日現在、福祉避難所として市と協定を結んでいる施設は、主に高齢者の方が避難するよしの園、御所園、デイセンター一休さん、ケアハウスみどり、蓬萊荘、デイセンターお龍の6施設。主に妊産婦、乳幼児の方が避難するかきはら子ども園、久勝かもめこども園、はやし子ども園、阿波地域交流センターの4施設。主に障害のある方が避難するすみれ園1施設の計11か所となっております。その中で、障害者を主な受入れ対象としている施設がすみれ園の1施設のみであるため、増やしていく必要があると考えております。

内閣府が示している福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、福祉避難所として利用可能な施設に、一般の避難所となっている施設、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、児童福祉施設、保健センター、特別支援学校、宿泊施設が挙げられております。このような内閣府が示している指針と、公営、民営を問わず本市の施設実情と照らし合わせて各施設に協力をお願いしていくことが喫緊の課題であると考えており、徳島県の事業、個別避難計画作成ビルドアップ事業を活用し、災害福祉等に精通した専門家から、本市の課題を解決できるよう指摘、助言をいただきました。

今後は、事業所に対して理解を深めていただけるよう丁寧な説明や意見交換を重ねながら、徳島県や市内事業所との協力体制を構築することに努め、災害時における要配慮者が安全で安心して避難生活を送ることができる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁の中でも、阿波市には福祉避難所が11か所とありますが、その中で障害者福祉避難所が1か所であるということは、体制の薄さが挙げられます。内閣府のガイドラインにも、福祉避難所として利用可能な施設を幾つか挙げてくれていました。さらに、市としても個別避難計画ビルドアップ事業を活用し、本市の課題について正面から向き合ってくれているとのこと、心強く思います。ただ、やはりスピード感を重視していただきたいと考えます。災害は地震、台風だけでなく、豪雨や雷などによる停電、さらに火事など、避難を余儀なくされることも考えられます。今、避難を余儀なく

されたらどうなるのか、そもそも避難できる場所がないということは避けていただきたい。それを常に念頭に入れていただき、さらなるスピード感を持って対応していただくことを切にお願いして、次の質問へと参ります。

夏休みが終了しました。阿波市は8月27日より2学期がスタートいたしました。夏休みの間中、そしてこの25から27日までに何度も何度も耳にした言葉があります。それが、何で阿波市は9月からスタートじゃないんですかという言葉です。私、この質問、因縁の質問といえますか、今から5年か6年前になるかと思うんですけども、議員じゃないときに実は教育委員会のほうにお聞きしたことがあるんです。多分、教育長が前の方だったときだと思うんですけど、そのときの回答が、ゆとり教育からの変換で授業時間確保のために土曜日の昼までにするか夏休みを前倒しするかの選択で、阿波市は夏休みの前倒しというのを選択し、保護者の方、生徒たちにも納得いただいているとのことでした。確かに、当時は脱ゆとりと呼ばれ、授業時間数の確保のため、土曜日の半日授業や夏休みの前倒し、どちらかを選ぶ選択がありました。しかし、それも落ち着いてきて、県内の小・中学校でも、元の9月1日スタートに戻すところが増えてきました。今のところ、北島町と那賀町が25日、藍住町、阿波市が27日の始まりであると認識しています。夏休みに関してはいろいろな立場からのいろいろな意見があらうかと思います。

そこで2問目の質問として、小・中学校の休業について、阿波市の夏休みは短い、その理由と効果について問うをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の2問目、小・中学校の休業についての、阿波市の夏休みは短い、その理由と効果について問うについて答弁させていただきます。

県内の夏季休業日につきましては、8月31日まで実施している自治体や7日間、または5日間短縮し実施している自治体など、各自治体によりその期間が異なります。そのような中、本市では、授業時数を十分に確保することができ、ゆとりのある教育課程の中で学習内容の定着を図ることが可能となることから、平成28年より、夏季休業日を7日間短縮し、8月24日までとしておりました。しかしながら、近年、8月下旬はまだ高温が続いていることや部活動においては全国大会が行われる時期と近いことなどから、子どもたちの健康や活動への影響が懸念されていることを受け、今年度から、夏季休業日を試行的に2日間延長して、8月26日までとしました。

今後の本市の夏季休業日については、保護者等の意見や子育て機関等の連携を踏まえ、学力の保障や健全な生活習慣の確立等の観点から総合的に勘案し、その適正な期間について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1 番（黒川理佳さん） 今回、私は質問の仕方を問うとしてみたんですけども、まだ私もどっちがいいのかはかりかねる部分もあるので、あえて効果などを問うにしてみたんですけども、そもそも今年度は例年の8月25日のスタートから2日延びて、27日スタートとなっております。これには高温での登下校への懸念や全国大会に出る子への配慮もあるとのことでした。

ちなみに、変更と言え、吉野川市が今年度より9月1日からスタートになっております。こちら、吉野川市にお聞きしたところ、去年の夏休み明けから校長会のほうで話題に上がり、検討した上で、比較的早い段階で変更しようとなったそうです。理由としては、高温での登下校の懸念が最大限にあり、特に5日間は昼までで放課にしていたんですけども、一番暑い昼に小学生を午前中の終わりで歩いて帰らせるのも危険なのではないかとのことから、その旨が比較的スムーズに決まったと聞いております。そちらが決まった直後に、すぐに保護者のほうにマチコミメールで周知したところ、特に大きな反対意見もなく、スムーズに移行したとお聞きしました。先ほども言いましたが、夏休みの期間については、いろいろな立場によっていろいろな意見が出るかと思いますが、子どもたちの健康、活動の保障、情緒面などをしっかりと考慮し、最善解を導き出せることを期待しております。

それでは、次の質問へと移ります。

こちら、昨年度の9月議会でも言わせていただいた体育館の空調設備の設置についてですが、これは国の補助金の中で緊急防災・減災事業債という時限的な地方債の期限が令和7年度までということだったので、早急に予算を上げ、避難所になり得る小・中学校への体育館への空調設備を整えるべきではないかという趣旨の質問でした。空調の質問は昨日も坂東議員のほうから出て、しかも市長のほうから丁寧な答弁があったばかりなんですけども、今回は活用する地方債へのタイムリミットがあらうかと思うので、こちらについても確認したく、今回も挙げさせていただいております。

それでは、改めまして第3問目、国の交付金、補助金活用についての1問目、小・中学

校の体育館のエアコンの進捗についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の3問目、国の交付金、補助金活用についての1点目、小・中学校の体育館のエアコンの進捗について答弁させていただきます。

近年の夏季の気温上昇や猛暑日の増加は深刻であり、体育館において気温が高くなりやすく、児童・生徒の健康面への配慮が強く求められております。体育の授業や部活動等を利用する場合において、熱中症の危険性を指摘されております。また、本市の小・中学校体育館は全て避難所に指定されており、避難所利用の観点からも、空調設備の導入は極めて重要な施策であると認識しておりますが、阿波中学校以外は空調設備が未設置となっております。

吉田議員の代表質問の中でも市長答弁がございましたが、本市といたしましては、児童・生徒が安心して学習、運動に取り組める環境を整備することはもとより、市民の皆様が快適に利用できる施設とするため、市内全ての小・中学校体育館に空調設備を設置する準備を進めております。なお、全ての体育館に空調設備を設置するには多額の費用が見込まれることから、国の交付金、補助金等の支援制度を最大限に活用し、財政面での工夫を行いながら計画的に整備を進め、児童・生徒、市民の皆様に安全で快適な環境を提供できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） こちら失礼しました。私、先ほど「坂東議員の質問」と言ったんですけども、「吉田議員の質問」の答弁のほうにありましたように、坂東議員のほうはその次の地方債のことです。吉田議員の質問でも、昨日市長答弁がありましたように、近年の暑さは想像を絶します。外で遊ぶ時間やプールですらも制限される時代となってきました。それに加えて、避難所の観点から、私としては緊急防災・減災事業債がベストかと思い、提案させていただきましたが、今回はこの地方債ではなく、別の、国の地方債のほうを最大限に活用し進めていってくださるとのこと、大変安心いたしました。必要な事業は山ほどあります。しかしながら、財源も有限です。最大限に有利な支援制度、交付金などを活用しながら、阿波市の未来を守っていきましょう。そしてまた、中学校のほうも順次計画していただけるということで、また1つ安心を胸に、次に移りたいと思います。

それでは、次の再問に移りますが、再問は地方創生2.0についてです。

こちらのことですね。こちらが坂東議員への質問に対しての市長答弁で、すごく詳しく話っていただいたので、釈迦に説法になるかとは思いますが、従来の地方活性化策をさらに充実化させたものであり、ポイントとして、若者や女性に選ばれる地方、安心・安全に暮らせる地方、多様な働き方の創出を柱としており、これにさらに5つの柱というものもあるんですけども、これは地方の経済政策と社会の活力を同時に実現することを目指すものです。

こちら、また多くのメニューもあるんですけども、今回は、若者や女性に選ばれる多様な働き方の観点から、岡山県奈義町のしごとコンビニの例を挙げていきたいと思います。こちら、しごとコンビニについても、一昨年議会のほうで私、質問させていただきました。そのときは、また別の町のことだったんですけども、今回は岡山県奈義町のしごとコンビニの話をさせていただきます。

こちら、しごとコンビニというのは、雇用ではなく、業務委託契約により様々なニーズの雇用形態を結ぶシステムとなりますが、こちら、奈義町では地方創生2.0を活用し、このシステムをさらにブラッシュアップして農家や移住にも広げて取り入れようとしているようです。（チラシを示す）こちら、チラシのほうを配っておりますので、お目通しいただければと思うんですけども、これ、すいません、一番右の農業コンビニと書いてある下の、農業も全員活躍での下に、しごとコンビニを展開してっていう文字が入ってるんですけど、ちょっとそこが消えてしまっているので読みにくいかと思いますが、もともとあったしごとコンビニというシステムを地方創生2.0を活用し、さらなる移住のほうも、こうしたデジタル化もいろいろ組み合わせてよくしていこうという取組をしているようです。このような有利な交付金はぜひ研究していただき、阿波市でも活躍してほしいと考えています。

そこで、第3問目の再問として、地方創生2.0を阿波市に活用してはどうかについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の3問目、国の交付金、補助金活用についての再問、地方創生2.0を阿波市に活用してはどうかについて答弁をさせていただきます。

議員お話しのしごとコンビニ制度につきましては、市民が気軽に空いた時間を利用し、短時間の仕事に従事できるよう、人と仕事をマッチングする取組で、パートやアルバイト

などの雇用ではなく、業務委託契約により仕事をしてもらう仕組みであり、就労機会の創出や高齢者、子育て世代の社会参加を促進し、地域経済の活性化などにもつながる大変有意義な制度であると認識しております。

こうしたことから、先ほどお話にもありましたが、黒川議員より令和5年第3回阿波市議会定例会の一般質問において、本市においてもしごとコンビニ制度を導入してはどうかと既にご提案をいただいているところでございますが、本市における事業ニーズの把握や運営主体の選定、また事業に必要となる人員や予算の確保、さらに受皿となる地域の事業者との連携体制など、解決すべき課題が多岐にわたるため、現時点では具体的な計画段階に至っていないのが現状でございます。

また、議員お話しのとおり、制度の導入に当たっての財源確保につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金において、他自治体の先進的な取組などに倣って、いわゆる横展開による事業の普及も推進しており、補助対象となり得ることは承知しているところでございます。

今後制度の導入を検討するに当たりましては、国の補助金、交付金をはじめ、他自治体の取組事例などについて引き続き情報収集に努め、費用対効果や本市における実現の可能性を十分に精査した上で、導入の是非を慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁でもありましたように、この地方創生2.0は既に他の自治体でも多く取り入れられており、内閣府としてもぜひよい事例があればそれを横展開していただきたいので、ぜひ活用していただきたいとの回答が得られました。既にある奈義町の事例を阿波市にトレースしたとしても、こちら、交付金の対象となるようです。つまり、そのまま持ってきててもよい。よいことはTTPということで、徹底的にパクリという言葉があります。そうしてTTPした事例にも交付金を充てることができるということを内閣府自ら言っているのです。これは、ぜひ調査や検討を進めていただきたいと考えます。私が見た中では、奈義町のしごとコンビニ制度を派生した農業コンビニ、さらには移住者支援というところがヒットしたので、こちらの奈義町を紹介させていただきましたが、阿波市の人口や特徴などを踏まえて、そのほかの自治体の事例もたくさん地方創生2.0にはありますので、こちらぜひ研究のほうを進めていただきたいと考えており

ます。こうした有利な交付金については期限がついていたり、そのまま名前を変えて引き継ぐこともあります。条件が変わったりすることもありますので、こうした有利なうちにぜひ進めていっていただきたいなと考えております。

やっと4問目にやってきました。

こちらで既に20分も過ぎて、22分経過したところです。皆様におかれましては、元氣にお聞きくださっているでしょうか。

それでは、続きまして第4問目の農業振興について聞きたいと思います。

言わずもがな、阿波市は農業振興の町、そして昨今大きく取り沙汰されているのが環境問題です。先ほどの体育館もそうですが、気候変動がはるかに予想を超えており、人間も、そして作物も暑さにやられている状態ではないでしょうか。作物も、もはや有機農業、慣行農業問わず、この暑さに耐えられるものだけが生き残るみたいな状況にもなってきております。予想以上の太陽の暑さに加え、今年の水不足は多くの農家の常識を覆したのではないのでしょうか。そんな中、地球環境を少しでも保全することがこれからの命題になってくるかと思えます。先ほど、サステナブルな提案も議員のほうからしていただきました。その中で、地産地消を推奨するということは、環境保全に対してのアプローチとしては最適解になるのではないかと思います。農業の町阿波市が率先して地産地消を掲げ、環境を保全していく体制をつくることは、市にとって大きな強みになるのではないのでしょうか。

そこで、地産地消の推進を拡大し、環境に対してのアプローチを市として取り組むべきと考え、それに対する市としての見解をお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の4問目、農業振興についての1点目、地産地消の推進を拡大し、環境に対してアプローチするべきではないかについて答弁をさせていただきます。

国は、令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、農林水産業におけるCO₂の排出ゼロや化学農薬、化学肥料の使用量の低減、また有機農業の取組面積の拡大など、2050年までに目指すべき目標を掲げ、調達から生産、加工、流通、消費に至るまで、各段階における環境負荷低減への取組を進めております。これを受け、本市では、令和5年6月に阿波しみどりの食料システム推進協議会を立ち上げ、環境に配慮した農業の浸透を図るため、様々な施策を展開しているところ

でございます。一方、本市では、令和5年3月に改定しました第3次阿波市農業振興計画では、主要施策の一つとして農産物の販路拡大と販売促進を掲げ、市内産の農産物につつまして、学校給食における利用拡大をはじめ、農産物の魅力情報発信、また産直市の充実や加工施設の整備を支援するなど、地域で生産された農産物は地域で消費する地産地消への取組も同時に推進しているところでございます。

こうした中、議員お話しのとおり、地産地消への取組は地域経済の活性化のみならず、環境保全にも大きな効果をもたらしており、例えば環境への影響としましては、農産物の輸送距離の短縮などによりCO₂排出量の削減につながるなど、地球温暖化対策の一環として効果が期待されております。また、特に小規模農家などにおきましては、安定した販路の確保、輸送コストの削減など、地産地消への取組が農業経営を支える有効な手段となり、ひいては農地の保全、そして自然環境や生態系が守られるなど、環境保全に大きくつながるものと認識しております。

このように、地産地消と環境保全は密接な関係にあり、極めて重要な取組となりますので、JAなど関係機関と連携し、引き続き地産地消、そして環境保全対策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁にもありましたように、こうした環境の観点から農業への質問をするのには、昨今の気候変動が大きく関わってきているからでもあります。先ほども言ったように、もはや今までの常識では計り知れないようなことが田畑で起こっています。太陽の暑さで土の水分はもとより、栄養分ごと干からびてしまっているかちかちの土になる状態が見られます。これに加えて、阿波市ではあまり被害がなかったかもしれませんが、多くの市町で水不足による悲鳴が上がっていました。水の節水が必須となった今年ですが、それと関連して、水量調節には人手不足が大きく作用してきます。米を作るには水を入れ、夏の間は水量を見ながら調節が必要となるのですが、人手がいないため、朝入れたら入れっ放しとなったり、逆に水を入れたいのに入れる手間がない、さらには草取りの手間も関連してきます。

こうした阿波市の農業の根幹を揺るがす課題の解決のため、再問といたしまして、気候変動による水不足や後継者不足への対応として、ICTを推進してはどうかについてお答え願います。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の４問目、農業振興についての再問、気候変動による水不足や後継者不足への対応として、ＩＣＴを推進してはどうかについて答弁をさせていただきます。

近年、農業従事者の高齢化や担い手不足、また耕作放棄地の拡大や気候変動による農業生産の不安定化など、本市の農業を取り巻く環境は、かつてない大変厳しい状況に直面しております。こうした中で、議員ご提案のＩＣＴ技術をはじめ、ＩｏＴやロボット技術など、最先端技術を駆使した農業生産は持続可能な本市農業の実現に大変効果が期待できることから、本市ではスマート農業の推進について、国、県の施策に加え、本市独自の支援策を継続的に実施しているところでございます。

そこで、議員お話しのＩＣＴ技術による水不足対策としましては、例えば遠隔操作による水管理システムやＧＰＳデータを活用した水位管理システムなどがあり、限られた水資源の効率的な、かつ有効活用が可能となり、非常に広範囲の農地を有する本市の場合には、地域全体で取組を進めることでより効果の高い水不足対策につながるのではないかと考えております。

一方、ＩＣＴ技術の導入による後継者不足対策につきましては、ＩＣＴ技術などを活用した農業生産では、これまでの経験や勘だけに頼るのではなく、気象、土壌、作物の生育状況などを化学的根拠に基づき瞬時に把握することで、安定的かつ高品質な農作物の生産が可能となります。加えて、ドローンによる肥料散布をはじめ、自動操舵システムを備えたトラクター、最近では収穫支援ロボットなどの開発も進んでおり、農作業の省力化、農業生産の高収益化など、農業という産業の魅力向上が図られるのではないかと考えております。

このように、農業生産の安定化や負担軽減は、新規就農者や定年帰農者をはじめ、農業参入する企業の増加に影響するなど、後継者不足対策としても大変有効でありますので、ＩＣＴ技術の導入事例や支援策などについて広く周知を図るとともに、国、県と連携しながら技術的な支援体制を強化するなど、引き続き本市におけるスマート農業の普及促進にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○１番（黒川理佳さん） 昨年、産業建設委員会のほうでの視察でスマート農業を見せて

いただきました。答弁にもありました自動操舵システムやドローンでの肥料散布等、ＩＣＴの活躍に目をみはりました。阿波市でもドローンの活用やアイガモロボ、ラジコン草刈り機など活用している方も見させていただきました。こちら、みどりの食料システム戦略のほうでもＩＣＴの推進がなされており、環境へのアプローチも大きく期待できるとともに、人手不足、後継者不足にも大きく貢献できるという期待が持てました。環境問題に加え、人手、後継者不足は予断を許さない状況です。そして、基幹産業が農業の阿波市では、本当に町の未来を左右することでもあります。今後とも、市としてもＩＣＴのさらなる研究を進めていただき、これにも国や県の補助金を大いに活用し、対応をお願いしたいと思います。

さて、お願いばかりしながらついに最終質問へとたどり着きました。

先ほど、町の未来を左右するというフレーズを使いましたが、こちら大きく阿波市の未来を左右するトピックとなります。ごみについてです。

新聞でも広く市民の方が知ることにもなり、今議会でも、多くの議員がごみ問題について質問しております。予算や方式なども詳しく聞いていきたいところではありますが、私の１問目は視点を变えて、まずどう進んでいくにしても我々市民がやらなければならないと考えるのが、ごみの減量化になってくると思います。既に、官民協働でごみ減量ネットワークや生ごみの減量に特化したサイクルアワー循環推進会が立ち上がっており、活動を始めております。こちら、多方面から多くの市民が関わる活動となっており、まちづくりのときによく言っているシビックプライドが、よもやごみの減量によってこんなにも呼び起こされることになろうとは、本当に阿波市民の市民力はとても高いなと感じることとなりました。

さて、これは１問目のときとも同じことを言わせていただくのですが、ごみの問題も阿波市民全員が関わってくる問題となります。市民全体が関わることに対しては、市役所全庁を挙げて対応していただきたいと考えます。これについては、あえて１問目と同じような質問をさせていただき、そして副市長のほうからは、午前中にも分別化、減量化をお願いされたところでもありますので、こちら、ごみについての第１問目、減量化が必須となると考える中、各課をまたいだ対応を考えるべきではないかについてお答えください。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 黒川議員の一般質問５問目、ごみについての１点目、減量化が必須と考える中、各課をまたいだ対応を考えるべきではないかについて答弁をさせてい

たきます。

近年、環境保全や資源エネルギーの循環に関する取組が重要性を増す中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められていることから、本市におきましても、協働・創造・自立のまちづくりを基本理念とした一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と循環型社会の実現に取り組んでいるところでございます。

昨年度実施いたしました庁内連携の取組をご紹介しますと、令和5年度に中央広域環境センターへ搬入しましたごみの約7割が家庭からのごみであったことから、ごみの中でも特に重量のある生ごみの削減に取り組む必要があると考え、令和2年度より、食品ロス削減に向け啓発活動を行っている市の消費者センターや阿波市消費者協会と連携し、市内のスーパーなど4か所で食品ロス削減チラシを配布いたしました。この連携がきっかけとなり、今年度は阿波市消費者協会総会や阿波市婦人団体連合会総会などから講演依頼をいただき、ごみ処理の現状やごみ減量化へ拡充した施策などについて、これまで7回ご説明をさせていただきました。

議員ご指摘のように、本市にとってごみの減量化は喫緊の課題でありますので、市民の皆様にごみの減量化やリサイクルへご協力をいただくとともに、各課とも連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） こちらのほうも、市民はもう動き出しております。環境衛生課のほうでもコンポストや電気式生ごみ処理機の補助金を増やしていただいたり、古紙回収の収集のスポットを開設していただいたり、市民活動のほうに補助金を出していただいたりとできる限りの対応もしてくれているかと思います。あと、足りないのは、各課との連携です。広報が足りないのなら企画総務課と、学校と連携するなら教育委員会と、生ごみの堆肥を農業に生かすなら農業振興課と、若いお母さんやこども園と連携するなら子育て支援課と、と幾らでも連携が取れると思います。まさに、こちらもフェーズフリーとなります。今は、ごみ問題もいつもの状態からもしもの状態にいます。ちゅうちょする暇なく、全庁を挙げて市民と協働していくべきときです。どうか迅速で適正な施策をこれからもよろしくお願いいたします。

これでもかのごみの問題について質問がある中で、今回、私のほうでごみ処理施設で聞くことは単純なことです。状況が大きく変わっております。朝もありましたが、上板町が

どうなるのか、板野町はもう既に脱退を議決しておりますので、この先もしもという何パターンも考えなければならないという緊急事態になっております。その中で、一つ一つ丁寧に対応していくことは、やはり大きなお金なので、こちら、国とのやり取りになるかと思います。答弁の中でも何度か出てきました。交付金のほうで26億円幾らか、地方債のほうで55億円程度の大きなウエートを占めておりますが、こちらでも何度か今までも聞いたこともあります。今回は今まで以上に状況が変わっております。状況が変わるということは、そもそも申請していた内容と変わってくるのではないのでしょうか。状況が変わる中で、補助金はしっかり条件項目のほうに当たるのかについてが気になるところです。今も言ったように約82億円分です。いけると思うとったけど、ちょっとあかなんだわというんでは済まされない額です。

こちらも多く議員のほうから多数質問がありましたが、再問として、新ごみ処理施設に係る状況が不安定な中、計画に対して補助金等の確認が逐一取れているかについてお答えください。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 黒川議員の一般質問5問目、ごみについての再問、新ごみ処理施設に係る状況が不安定な中、計画に対しての補助金等の確認を逐一取れているのかについて答弁をさせていただきます。

先ほどの藤本議員の一般質問に答弁をさせていただきましたように、令和7年8月8日、板野町議会臨時会におきまして、中央広域環境施設組合からの脱退について議案提出があり、可決され、地方自治法に基づく脱退の予告通知が同日付で発出され、阿波市では8月12日に受理をしております。

板野町の脱退を受けまして、交付金の交付要件の一つでありました人口要件が5万人以下となりますが、過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合のどちらにも該当することから、5万人の人口要件にかかわらず、1市1町の場合におきましても交付金の対象となることを国や県にも確認をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁のほうで、1市1町でも阿波市単独の場合であっても交付金の対象となるということが分かり、第1段階としてはほっとした部分がありますが、ま

だまだ懸念点は拭えません。今後、もしも阿波市単独となれば、中央広域といった言葉すらも使えなくなるのではないのでしょうか。そうすると事業者名が変わるということになるので、そちらのほうも計画そのままで大丈夫なのかとか、1市1町でいくのか、単独でいくのかで既に2案必要になってきてまして、さらに昨年から急変更となりましたケミカル／マテリアルリサイクル方式への充当へはどうなるのかとか、そもそも当初の予定のほうが遅れていますけど、それはそのまま充てて進んでいけるのかといった疑問が、心配性の私には次々湧いてきます。どうか、これを心配し過ぎる私のほうに一つ一つ明確な回答をいただき、さらにはもしものためにAプランだけでなく、Bプラン、Cプランと、一応使わないにしても用意しておいてもらって、もしものときは、こっちも実はあるんですけどねみたいな、こうドラマでよく見たことがありますよね。そうしたことをしていただき、大丈夫だよ黒川さんと、心配し過ぎですよというふうに言っていただけるぐらい説明していただけると、私も安心するかと思います。

今回の質問のテーマ、一貫したところがありまして、1つは、1つの事柄に対して1つという対応でなく、3つも4つも5つも6つも意味を持たせた施策をしていただきたいという旨と、防災とか、ごみ問題とか、市民全体が関わることは、全庁を挙げて対応していただきたいということ。そして、やはり何をするにも大きなお金は必要なので、国や県の有利な交付金や地方債はしっかり勉強して、いいものをどんどん使っていきたいという旨をお伝えさせていただきました。

以上であわ飛鳥、黒川理佳の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 今、黒川議員の質問に議長の許可をいただいたんですけど、今、不安定な状態ということで、黒川議員と同等、それ以上に私が一番心配しております。交付金におきましては、県におきましては環境指導課、それで環境省の幹部とも会いまして、阿波市におきましては、市民部長も答えましたように5万人の人口要件、それと面積におきましては400平方キロメートルという中で、今の部長と繰り返しますが、阿波市は過疎地域を一部抱えている山村地域もあるということで、阿波市単独でいく場合は必ず公費がもらえます。1市1町の場合は、阿波市が誘導することによって1市1町の場合ももらえます。しかし、これ断定できんのですけど、1町になった団体におきましては、もらえるということは確認もしておりません。ですから、阿波市においては問題ないという部分と、それと先ほど黒川議員が心配症と言いましたが、私もそれ以上に心配性でござい

まして、いろんなパターンは既に経費のかからない部分は全て想定しておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） これで1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番原田健資君の一般質問を許可いたします。

5番原田健資君。

○5番（原田健資君） お昼済みまして2番目ですか、5番原田健資の一般質問を始めさせていただきます。

今回は4つほどテーマを設けまして、第1問目、庁舎アエルワの照明、庁舎とアエルワの駐車場の照明灯をもっと明るく広範囲に照らすように新設をということで、1番目、始めさせていただきます。

アエルワホールといえば知らない人はいない、徳島県民でも、これはちょっとオーバーかもしれませんが、全県下にアエルワの名は広がっていると想像しています。

全県各地から来場するアエルワのお客様、明るいうちに來て駐車、帰りは暗いときがあるかもしれません。こんな場合、戸惑います。初めての来場、帰りは暗い駐車場、縁石につまずくと不安でございます。もっと明るく帰りたいということになると思いますが、どうでしょうか。明るい新設照明など、こういうなんを設けていただいてはどうでしょうか。今は足元がやや暗いと思います。対策、よろしくお願いいたします。1番目の質問、これでお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 原田健資議員の一般質問1問目、庁舎アエルワの照明の1点目、庁舎とアエルワの駐車場の照明灯をもっと明るく広範囲に照らすように新設をとのご質問に答弁をさせていただきます。

本庁舎及びアエルワの照明につきましては、市民が親しみを持ち、人が集える憩いの空間を表現するため、優しく温かみのある色調の照明をベースにLED間接照明を積極的に

採用したことから、その照明に関する卓越した企画設計が認められ、一般社団法人照明学会より平成27年に照明普及賞を受賞しております。

このようなコンセプトで設計されているため、照明のまぶしさをできるだけ抑えていることから、夜間の駐車場が暗いと感じられる利用者の方もおられるかと思います。

現状では、設計のコンセプトを尊重し、照明部分については大きな変更を加えていませんが、アエルワの利用者や指定管理者の意見等を踏まえ、利用者の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ご答弁ありがとうございます。

LEDを積極的に採用した卓越した照明、照明学会の照明普及賞を受賞した、照明のまぶしさを抑えていると。設計コンセプトを尊重しているということでございました。

我々、対応策としては、賞を尊重するということでイベントのあるときだけ明るくするなり、初めての遠方からのお客様を大切にする、そういう気配りが大切だと思います。

慣れていない夜の駐車場、明るいほうがいいと思いますので、照明のコンセプトを気にしないなら、百円ショップの太陽光、花壇に挿すようなランプがありますけども、そういうランプでも数多く照らせばいいのではないかと思います。多く立てて安く出来上がるでしょうが、サーチライトのような、コンビニのような高級な方法もあると思います。何か方策があるのではないかと思います。よろしくご検討をしていただきたらと思いますので、今後またよろしくお願いいたします。

次に、2番目に独居者のごみの収集、1番として独居重度障害者等のごみの収集の戸別収集の方式の新設についてという質問をさせていただきます。

阿波麻植などで広く訪問看護をしている人の話によりますと、石井などでは家のごみは庭先など道路ぶちに置いておくだけでよいので助かると言っていました。阿波市もそうなればいいのにと言われました。今は、介護でステーションまで持っていつているということとでございます。重いごみもあるんだよと言っておりました。家の近くまで取りに来てくれば助かるということですが、重度の方を対象に新しい収集方式を新設できないでしょうか。これから増える高齢者、老老介護などという言葉も聞くようになりました。何とか、何かできないでしょうか、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 原田健資議員の一般質問２問目、独居者のごみ収集について、独居重度障害者等のごみ収集の戸別収集の方式の新設について答弁をさせていただきます。

ふだんの業務において、市民の皆様から、ごみ出しが困難だとなご相談を受ける場合がございます。ご相談を受けた際、ごみ出しが困難な理由をお聞きしますと、ごみ袋を重く感じるようになった、ごみステーションまでの距離を遠く感じるようになったといった理由が多数を占めております。

このことから、ごみ袋を重く感じるご相談者の方には、本市では大と中の２種類のごみ袋を販売しておりますので、まずは生活様式に合わせたごみ袋の選択をしていただくようお願いをしております。また、ごみ袋を重く感じる原因が生ごみである場合、コンポストの使用や電気式生ごみ処理機の活用など、家庭内でできるごみの減量化を市の助成制度と併せてご案内をしております。

次に、ごみステーションまでの距離を遠く感じるようになったとなご相談の場合は、ごみステーションの新設をご案内しております。ごみステーションにつきましては、５軒以上の利用が見込まれる場合など幾つか要件はございますが、新設が可能でございますので、ごみステーション新設に係る助成制度と併せてご案内をしております。

そのほか、令和６年度からは高齢者世帯や身体障害者手帳１級または２級をお持ちの方などを対象とした粗大ごみの戸別収集を実施しており、これらの取組から、本市のごみ収集業務につきましては一定のご理解をいただいていると認識をしております。

まずは、令和２年度から実施をしております生活支援ボランティア事業など既存支援制度のご利用をお願いするとともに、ごみ出しが困難な方への支援について県内市町村などへ調査を行い、今後の施策に反映が可能かを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○５番（原田健資君） ご答弁ありがとうございました。

何か助成制度があるとかということでございます。重いごみもこの頃あるようで、おむつみたいですね。ちょっと調べてみよりましたら、紙おむつ重いですがけれども、古紙の再生もできるような、おむつ会社がおむつの古紙再生をするような、そんなニュースもあるやに聞いております。そういうのがあればそちらのほうへ集める方法もあるかと思えますけれども。それから、電気式の生ごみ処理機などもあるというご回答でございました。ご

み出しの困難な方へ支援、また今後ともよろしく願いたいと思います。

石井町やほかの町のように家の軒先に置くだけでよい、そんなシステムができればよいのですが、また今言われました新しい5人組づくりは独居や重度の方には難しいと思うし、何かよい方策を望みたいところでございます。新しい人員や車を配置するなどしてできればよいと思っております。今後に期待したいと思っております。

では、次に3番目といたしまして、災害時におけるJ－ALERTについて、J－ALERT（地震）ですけれども、伝達方法はこの質問をさせていただきます。

先日、新聞を見ていましたら、地震の記事が出ていまして、阿波市の全域が震度7と表示されていました。前は6のところもあったのにとの思いでしたが、阿波市全域7にはちょっと複雑な思いをしました。

震度7では、人が立ってられないといえますので、逃げることもできないということになります。これは大変だという思いで、本当に震度7が来るのでしょうか。戦後すぐの南海は、阿波市は7ほどでもなかったのではないかと思います。震源の場所にもよるといえますので、今度来る南海はどんななんかなどの思いです。軽く来て、遠くが震源でありますようにと祈るしかありません。今、予知はどうなっているのでしょうか、気になるところでございます。J－ALERTがありますが、進化の程度はどのくらいのものなのでしょうか。地震が来る前に鳴るといいのですが。

ということで、さきに申しましたように、J－ALERT伝達の方法はということについて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 原田健資議員の一般質問の3問目、災害時におけるJ－ALERTについて、J－ALERT（地震）とは、また伝達方法はこの質問に答弁をさせていただきます。

全国瞬時警報システム（J－ALERT）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メールや市町村防災行政無線等により国から住民まで瞬時に伝達するシステムでございます。J－ALERTの最大の特徴としましては、全国瞬時警報システムという名前のおよりの圧倒的な伝達スピードです。情報の種類や状況によって異なりますが、国が即時警報を発令してから国民が情報を受け取るまでの時間は数秒から数十秒程度とされております。

地震が発生しますと、揺れが地震波となって地中を伝わっていきますが、その地震波には主に２種類あり、速いスピード、秒速約７キロメートルで伝わるＰ波と、それよりもスピードは秒速約４キロメートルと遅いが揺れは強いＳ波がございます。

気象庁では、震源付近でＰ波を検知した地震計から送られてきたデータを解析し、震源や地震の規模、予測される揺れの強さを計算します。計算した地震の規模や予測震度等が発表基準に達した場合には、それぞれの基準に応じて緊急地震速報の警報と予報を発表します。

これらの処理は全て自動で瞬時に行われるので、Ｓ波が伝わってくる前にお知らせすることが可能となります。ただし、解析や伝達に一定の時間、数秒程度がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わないことに注意が必要となります。

また、伝達方法ですが、本市としましては、緊急地震速報（警報）など、特に緊急を要する情報につきましては、全市町村に設置されている防災行政無線等を自動起動させ、音声告知機、屋外拡声機などを用いて緊急情報を瞬時に伝達する体制を維持しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○５番（原田健資君） ご答弁ありがとうございました。

緊急情報は瞬時に伝達するとありました。また、Ｓ波が伝わってくる前にお知らせすることが可能ですと。Ｐ波とＳ波があつて、Ｐ波のほうが速く伝わりＳ波は遅れてくるということで、Ｐ波が来てＳ波が来る前に我々に知らせていただけるという装置なんじゃないかな。遠く離れたところで発生した地震、発生と同時に感知、自宅のアラームが同時に鳴れば一番いいのですが、何か計算に何秒かかるようです。

地震は秒速で参りますので、一秒を争う避難が必要となってきます。地震も秒速でやってくる。Ｊ－ＡＬＥＲＴの音楽が鳴ったら、あ、何言よんかなと、そういうのではなくて、即座にすぐに火を消して外に出る。何言よんかな、アナウンスを待つ、コメントを待つ、またスマホの画面を何かなんて思って確認することなく、まず出だしの音を聞いたら出口に向かう、これが大切だと、そういうふうに私なりに取っております。

Ｓ波が来る前に、大揺れが来る前に家の外に出られれば最高です。もう揺れ出してから歩き出したんでは、震度７なんかですと困難になるということでございます。スマホの画面を確認することなくまず出口に向かう、これが大切だと感じました。画面の確認やアナ

ウンスを持っている暇はありません。音を聞くと同時に出口へ向かう、反射的に対応を身につければいいことがあるかもしれません。これは私の感想なんですけど。

それと、会合なんかでたくさん寄ってるときに、みんなのスマホが何か音がし出す、緊急の音がし出す、またACN告知機で音が鳴る、テレビでも鳴る、そういう音が鳴り出して、画面を見るとかそういうなんじゃなくて、もうこれは地震が来るぞという、出だしを聞いただけで反応するような、そんな感じ方、これが大切だと思います。曲当てイントロクイズの要領で音と同時に出口に向かう、こういうことが大切でないかと思います。秒速で迫ってくる地震、より早く出口へ逃げる、これが大事だと感じました。

J－A L E R Tがないときなどは、何か下から突き上げる地鳴りを伴ったような、突き上げる地震が来ると思うんですけども、それを感じたら、すぐにも、何かやというて話をせずすぐに出口へ逃げるというのが大切だと思っております。

これは木造の家の話でして、鉄筋の家ですとそんな潰れることはないと思いますけれども、特に木造の古い家屋にお住まいの方は、そういうなJ－A L E R Tやテレビの緊急放送に聞き入るのでなくて、もう音がし出したらさっと逃げる訓練も必要でないかと感じました。そういうな場面に出当たることがめったにないことでございますけれども、そういうな心構えが必要でないかと感じております。

昔の方から聞いたんですけど、農家の家のげえちゅうんですかね、おぶた、ひさし、軒先ですね、その屋根全体が潰れた家が何軒か戦後の南海地震であったそうでございますので、慌てて逃げても、その下敷きにならないようにすることを感じました。

そういうな感じのJ－A L E R Tの速報性をちゃんと知って、利用していったらいいなと思った次第でございます。J－A L E R Tについては、そういうなことを感じた次第でございますので、この質問は終わらせていただきまして、次の4番目です。

2号県道津田川島線について、またそこにある日下峠、そのトンネル化及びそこに走っている377号線の市場への誘引についてご質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

新聞報道では、毎年峠のトンネル化を求める記事が見られます。県南にかけての市や町を通る道の峠のトンネル化です。その要望のことでしょうか、毎年山村の峠のトンネルの要望が出されております。これはよその町のことなんですけれども。

ということで、こちらも負けずに、今回は津田川島線2号県道の峠のトンネル化についてですが、この線は讃岐津田に続く市場町の道です。日開谷小学校や休校の大影小学校も

あった奥深い県境の村から香川に通じる道なんです。徳島市に、また高松市にも近く、通勤も便利です。香川県側に日下峠という峠があります。ややカーブがあり厄介です。ですので、ここにトンネルをとということで、特に香川側に働きかけをよろしくお願いしたいのです。トンネル化で時間短縮、そして通勤範囲の通勤圏を広げられます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

それと、何と山の中に377号という国道があるのですが、しかも市場町から、県境から僅か四、五百メートルではありませんか。これは、国道が市場から四、五百メートルのところにあるということでございます。国道を市場町にも欲しいと思う心は、これは人情です。ぜひ、国道377号を市場町まで誘致、誘引してほしいのです。

無理を承知ですが、やってみなくちゃ分からない。全国的にも、物すごく短い国道もあるということを聞いております。短い国道もあるんです。やってみていただきたいと思います。国道のない市場町から国道のある市場町へ、要請願います。

香川そして徳島への通勤しやすいまちづくりで過疎を打開する、これ、要請お願いいたします。毎年やっていただけたらありがたいと思います。こういう質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 原田健資議員の一般質問の4問目、2号県道津田川島線についての1問目、2号県道津田川島線、香川県日下峠のトンネル化要請と、国道377号線を阿波市内まで延伸要請をについて答弁させていただきます。

議員ご質問の主要地方道津田川島線は、香川県さぬき市津田町国道11号交差点を起点とし、徳島県吉野川市川島町国道192号城山交差点を終点とする総延長約33キロメートルの県道です。

徳島県と香川県の県境付近は比較的平たんな道路で、山中のような印象はなく、気づかないほど自然に越える区間となっています。

一方、香川県内には日下峠など名前のついた峠が複数存在しており、おおむね2車線で整備はされているものの、急な勾配やカーブが連続しており、旅行時間の低下につながるだけでなく、台風などの豪雨では土砂崩れや落石のおそれがあるなど、安全性や利便性の向上が課題であると認識しております。

しかしながら、トンネル整備につきましては、莫大な事業費を要する大規模工事となるため、計画に当たっては広域的な交通需要や他路線との整合性、さらには香川県側との連

携など様々な観点から調整、協議が必要となり、県全体の道路整備の中で優先順位や財政状況等も総合的に判断する必要があることから、トンネル整備を直ちに具体化することは難しいものと考えます。

また、国道３７７号は、徳島県鳴門市の鳴門インターチェンジ入口交差点を起点とし、香川県観音寺市の姫浜交差点を終点とする総延長１２３キロメートルの一般国道です。この国道３７７号は、先ほどの主要地方道津田川島線と香川県側で一部重複しており、阿波市内の境目の大イチョウまでとした場合、具体的には約５５０メートルの延伸が必要となります。

主要地方道津田川島線との重複指定による阿波市内への延伸については、地域の交通利便性や広域的な道路ネットワークの観点から、一定の意義があるものと認識しております。しかしながら、国道の指定や延伸に関する権限は国及び県にあるものであり、国道指定には交通量や地域間の結節性、整備計画との整合性など、様々な要素を総合的に勘案する必要があります。現実には多くの調整と時間を要するのが現状です。

市といたしましても、今後も県をはじめとする関係機関と連携を図りながら、地域の道路環境の改善に努めてまいります。現時点での国道の延伸については慎重に議論する必要があると考えております。

引き続き、交通の利便性向上に向けた取組については可能な範囲で検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○５番（原田健資君） ありがとうございました。

国道３１８号、土成町に走ってますけども、あれも昔は県道だったんですよね。それを何か運動されて国道になったという記憶があります。こちら、境目のイチョウから、市場の県境から５５０メートル、僅か５００メートルほどのところに国道が走っておりますので、せっかく国道があるのに僅かのところを伸ばしていただけたら、市場の町も国道があるんだぞということになるかと思います。

そういうなことで、また日下峠もトンネル化にすれば高松市がより近づく、市場町をかすめるように通っている国道３７７号をもっと便利にと市場に取り込む、国道のない市場町を３７７号を誘致、誘引して格上げにより、よりよくなることもあるかもしれません。中山間地の過疎対策、国道のある町、村になることを期待しております。

ということで、さっき言った境目の大イチョウのすぐ横に入野山という香川県の地区がありまして、市場町にくっついております。この入野山っちゅうところは、平家物語にも出てくる、昔の文学に出てくるような地名もそこを通っております、歴史深いこのルートでございますので、引き続き国道なり、トンネル造りなり、讃岐との交流の歴史の深い道でございますので、ぜひ研究していただいて、毎年要望していただければありがたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

ということで、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで5番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番榎原伸君の一般質問を許可いたします。

14番榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 議長の許可をいただきましたので、議席番号14番榎原伸、通告に沿って一般質問をいたします。

1点目は、医療体制の充実についてお聞きします。

徳島厚生連が経営する阿波病院への質問は今回で4回目ですので、病院の沿革や機能については省きます。この6月の第2回定例会においても、4月からの病院機能縮小による地域医療への影響について質問いたしました。大倉健康福祉部長からは、回復期患者の受入先が減少することや在宅医療が脆弱化する、また阿波市唯一の人工透析施設であるため、身近な病院で透析を受けたいという患者のニーズ、需要に応えることが難しくなるとの答弁でした。この時点では病院機能が縮小ということでしたので、外来患者、入院患者、人工透析患者の約7割の方が阿波市民ですので、きめ細かな思いやり行政をお願いをしました。

しかし、先月、この阿波病院の令和8年度中の閉院が新聞報道されました。閉院、すなわちなくなるわけですから、今回は阿波病院がなくなることを前提に質問いたします。

阿波市第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画では、令和5年の阿波市の高齢

化率 38.5%で住民の3分の1以上が高齢者となり、令和22年には46.1%となり住民の半数近くが65歳以上の高齢化社会になると見込まれている、そのように書かれております。

国は、急速に進む高齢化社会を見据えて、今後医療・介護の需要が高まることから、令和7年をめどに要介護状態の方や認知症の高齢者が地域で生活し続けできるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進しています。具体的には、医療機関において、回復期病床として地域包括ケア病棟であったり回復期リハビリテーション病棟などを設置し、急性期で治療を終えた患者が自宅に帰れるようにサポートの提供を行うといったものです。これで、回復期病床の必要性をご理解いただけたでしょうか。

徳島県が平成28年度に作成した徳島県地域医療構想、この中で高度急性期、急性期、回復期、慢性期、このステージごとの必要病床数が定められています。2025年ですから本年の必要な回復期病床数は、県全体で3,003床、阿波市がある東部医療圏では2,080床となっています。これはあくまで県の医療構想における数字ですが、現状はといいますと、県全体の回復期病床が2,573床、東部医療圏では1,684床、そしてそのうち阿波市では60床となっています。この60床は、阿波病院の60床だということを覚えておいてください。そして、東部医療圏に限って言いますと、2,080床から1,684床を引きますと396床不足しており、お分かりのとおり阿波市外の回復期病床も十分とは言えない状況です。その上に、令和8年度中に阿波病院が閉院となるわけですから、早ければ来年の4月にはこの阿波病院の60床、これがなくなっているかもしれません。本県の、先ほど言いました地域医療構想に逆行するのではないのでしょうか。阿波市では、今後さらに高齢化が進展するため、先ほど説明しました地域包括ケアシステムの推進は不可欠で、回復期病床がないというのは医療施設の充実に対する評価を下げざるを得ません。阿波市では、この回復期病床の在り方について、どのようなお考えなのか伺います。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 檜原伸議員の一般質問の1問目、阿波病院閉院についての1点目、回復期病床の在り方について答弁させていただきます。

回復期病床につきましては、急性期の治療を終えられた方が、在宅や社会生活への復帰を目指しリハビリテーションを受けるために重要な役割を担っております。

今後、阿波病院が閉院となった場合には、阿波市内に回復期病床の受皿がなくなることになります。利用される方の病状や病院の状況によっては、市外の回復期病院へ転院することも可能ではありますが、退院後に直接在宅へ移行される場合には、十分なリハビリが受けられず、日常生活に支障が生じることや要介護状態へ移行する可能性もあり、ご本人やご家族にとりましても大きな負担となることも考えられます。

こうした状況に対応するために、本市の取組といたしましては、医療機関や介護事業所との連携をさらに推進し、回復期病床に代わる適切な受皿の確保や在宅への復帰を支える支援体制の強化に努めてまいります。

具体的には、退院後の生活におきましても切れ目のない支援が行えるよう医療機関との連携を深めるとともに、介護保険を活用した訪問リハビリや通所リハビリ、通所介護といった在宅サービス、さらには福祉用具や住宅改修を進めることにより、在宅生活においても身体機能の維持、改善を図り、ご家族の負担軽減につなげてまいります。

今後におきましても、地域包括ケアシステムの拡充を推進し、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 今後も地域包括ケアシステムの拡充を推進していくと大倉健康福祉部長は言われましたが、ぜひそのためにも、この回復期病床に代わる受皿確保や在宅復帰に向けた支援体制の取組をお願いしておきます。

次に、現在阿波病院で人工透析の治療を受けている患者さんへの対応についてお聞きします。

先ほど言いました4月からの病院機能縮小により、人工透析が1日1クールとなって、何人かの患者さんは病院を変わらざるを得なかったと聞いています。ご承知のとおり、人工透析、これはやめるわけにはいきません。まさに命に関わる問題です。通い慣れたお店が潰れたっていうのとは全く訳が違います。老朽化、また経営難により閉院に至った徳島厚生連にも責任はありますが、阿波病院は公的病院でもありますので、転院を余儀なくされる患者さんへの地元自治体としての対策をお願いしたいと思います。

自分で通院できる人、また家族の送迎がある人にとっては距離が少し伸びるだけかもしれませんが、自分で通院できる人ばかりではありません。また、今厚生連のほうでは病院の転院先をあっせんしているようですけども、送迎バスがある病院を紹介してくれるのな

らいいのですが、そうでない場合、タクシー、デマンドバスなどに頼らざるを得ません。交通手段、それにかかる交通費の負担などが重くのしかかってきます。

阿波病院の閉院によって転院を余儀なくされる人工透析患者の対応についてお聞きします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 檜原伸議員の一般質問の1問目、阿波病院閉院についての再問、人工透析患者への対応について答弁させていただきます。

本市には、身体障害者手帳のじん機能障害をお持ちの方が現在163名おり、そのうち32名の方が阿波病院に人工透析患者として通院しています。現在、阿波病院での人工透析患者の方については、転院の説明を随時行っているとお聞きしており、また吉野川医療センターでの受入れは可能ともお聞きしております。

阿波病院が閉院することにより、人工透析患者の方の通院の仕方が課題になってくると思います。一般的に、透析治療は週に3回、1回4時間程度の通院が必要となります。

通院方法としては、ご自分で車を運転、透析施設の送迎バス、家族の送迎、介護サービス等の利用があります。本市が実施するデマンド型乗合交通を利用されている方もおられます。阿波病院から吉野川医療センターに転院した場合には、デマンド型乗合交通あわめぐりの利用が増えることが想定され、予約が困難となる可能性があります。

そのほか、移動支援が利用できるサービスについては、身体障害者手帳をお持ちの方は徳島県タクシー協会所属のタクシー利用時に料金10%が割引されます。また、介護保険のサービスは、認定が要介護1以上であればケアプランに位置づけられた場合に限り、運賃は別に必要ですが通院等乗降介助が利用でき、利用者負担は利用料の1割から3割で利用できます。障害者福祉サービスについては、居宅介護を申請し区分1以上の認定がつき、利用計画案に位置づけられた場合に限り、運賃は別に必要ですが通院等乗降介助が利用でき、利用者負担金は利用料の1割で利用できます。

今後につきましては、人工透析患者の方へこれらサービスの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいまの答弁で様々なサービスがあることが分かりました。中でも、デマンドバスの運行に関しては昨日の後藤議員の代表質問の中で触れておりまし

たのでいいんですけども、それ以外に、身体障害者手帳をお持ちの方は料金の10%、1割割引のサービスがあるそうですけれども、そうしたサービスの周知に努めるということですが、重い腎臓障害で働きたくても働けない、こういった患者さんの立場に立ってみてください。不公平感、これは否めませんが、ぜひとも経済的な支援を検討していただきたいと思います。

そして、再々問になりますけども、この阿波病院の閉院、これは阿波市のイメージダウンにつながるのではないかとということで質問させていただきます。

国立病院の約7割が赤字状態で、医師の確保が難しく、医療器具の購入がままならないと、こういう報道がされておりました。国立病院ですらそういう状況にあるわけですから、農村地域社会に根差した公的医療の担い手という厚生連病院の特徴からして、人口の少ない地方自治体に多く存在する厚生連病院は、これはなおさらです。

阿波市唯一の公的医療機関として、医療、介護、福祉と連携し地域医療を支えてきた総合病院がなくなるとなれば、地元の住民の不安は増すばかりです。そして、県下8市には全て大きな病院、総合病院がありますが、この阿波病院、総合病院がなくなる阿波市は移住希望者や子育て世代からどう映るのでしょうか。

そして、私が最も懸念するのは、このままでは県道鳴門池田線沿いに建設されたこの3階建ての病院が廃墟と化すかもしれません。徳島厚生連に病院の利活用、また跡地利用について問い合わせましたら、今のところ全く白紙ですと答えられました。このままでは阿波市のイメージダウンにつながりかねません。

阿波病院の閉院を、阿波市は、町田市長はどのように受け止めているのか、お伺いします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 榎原伸議員の一般質問の1問目の再々問、阿波病院の閉院は阿波市のイメージダウンにつながるのではないかについて答弁させていただきます。

この阿波病院関係の質問につきましては何回か答弁をさせていただきまして、私もこの阿波病院の再編といいますか、もう一度阿波病院の継続の会にも関わってまいりました。

こういった中で、阿波病院につきましては、先月5日開催されました徳島県の東部地域医療構想調整会議において、令和8年度に無床診療所に移行し、外来機能の段階的縮小により閉院という方針が決定されました。

これは、榎原伸議員はこの部門、すぐくご存じでございますが、このうったてとして

は、11年前の平成26年、東部医療圏と呼んでおりますが徳島県の医療圏構想というのがございまして、東部におきましては12団体ということで4市、徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市を含んで7町と、1村というのが佐那河内村で12、西部の医療圏というのが美馬市と三好市とつるぎ町と東みよし町と、それと南部というのが8団体ございまして、これは小松島市と阿南市から南に向いて6町ということで、なぜこういう法律が11年前にできましたといいますと、2025年問題といたしまして、団塊の世代のためのということで、これ国が全ての47都道府県の病床数とかいろんなものを把握できんので県にこういった権限といいます事務が委ねられて、徳島県においては東部、西部、南部のブロックでいろんな構想をしてきております。

厚生労働省とかが出しておりますのは、これはあくまで適切な病床数とか機能の配置、病床数もちろん入るんですが、こういったことでそれぞれの地域の住民に見合った病床数とか機能の最適化ということで、徳島県におきましては診療所が多いんですけど、これが人口に比べてかなり多いという状態になって、東部、南部、西部のちょうどバランスも、檜原伸議員も言われましたように、現状が人口と合っているかと言いましたらそこいらは私では何とも言えませんが、こういったことによって、目的としては病床数の削減とか統廃合がありきではないといったことによって調整された結果、現在こういったことになっております。

そして、長年地域医療を支えてきた阿波病院が諸般の事情によりまして閉院という方針を決定されたことは、市民の皆さんや行政にとりましても大変残念なことではございます。このたびの阿波病院の外来機能の段階的縮小、閉院との方針につきましては、阿波病院と吉野川医療センターとの統合計画により進められておりまして、吉野川医療センターに機能を集約することによってその体制を強化し、安定的な病院の運営と医療提供体制の維持を図るものと現在伺っております。

しかしながら、議員言われたように、阿波病院がなくなることで安心して暮らせない、医療が受けにくいといった印象を与え、移住や定住を検討する人々にとってもマイナス要素となり、町のイメージダウンにつながる可能性はありますし、長年通院していた市民にとっては不安、不便を感じる方もいるのではないかと思います。

今後、様々な課題が出てくる可能性もありますが、先ほど部長も申しましたような対策を阿波市もできる限り取りまして、地域医療を再考する機会と捉えまして、県や阿波市医師会、近隣の医療機関との連携をさらに強化しながら、住民の不安解消に向けた取組を検

討してまいります。

加えて、医療以外の本市の魅力についても再整理しながら、積極的なPRを行いながら市民が主役のまちづくりを展開し、先ほど議員も言われましたように、8市の中で総合病院がないといったところを払拭できるように、魅力ある阿波市を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） これまで一貫してこの阿波病院の必要性を訴え続けてきた市長からは、阿波病院の閉院は残念な結果だと、町のイメージダウンにつながるものだと述べられました。しかし、答弁の中で、前向きな市長は、地域医療を再考する機会だと捉えておりますと。非常に力強く感じました。確かに、このマイナスイメージの払拭、非常に難しいと思いますが、市長、ぜひ事実は事実として受け止めて、健康で共に支え合うまちづくり、これを市長が先頭に立って進めてください。お願いします。

次に、教育行政について質問いたします。

本日の開会に先立ち、笠井議長から携帯電話の電源はお切りくださいと注意がありました。情報化社会は1960年前半から始まっていたそうで、1990年に入ってインターネットや携帯電話の普及に伴い、広く認識されるようになりました。

この情報化社会にとって欠かすことができない携帯電話、スマートフォンですが、携帯電話は主に通話、SNSに特化した通信機器です。スマートフォンはインターネット接続やアプリ利用が可能な多機能な情報端末です。ちょっとお見せできませんけども、小型で軽量な上に、非常に便利な機能を備えたスマートフォンの普及は驚くべきです。携帯電話所持者のうちスマートフォンを持つてゐる人の割合は、2010年には僅か4%でしたが、2024年1月では何と97%に達していると。これはAIが教えてくれました。

そうした状況下で、小・中学校スマホ解禁、大阪府、現場は大混乱という記事が載っていました。このスマホ解禁に対してのルールをつくっても守ってもらえる保証はないし、また罰則で縛ると保護者からの怒りの電話、現場での混乱ぶりってのが容易に想像できます。そして、文部科学省では携帯電話は教育活動に必要なものとは位置づけて、その取扱いやルールについてのガイドラインを定めています。

そこで、阿波市では学校における携帯電話、スマートフォンの取扱いルールをどのように定めているのかお聞きします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 檜原伸議員の一般質問の２問目、阿波市の学校教育についての１点目、スマートフォンの取扱いルールについて答弁させていただきます。

本市の小・中学校におけるスマートフォンの取扱いルールにつきましては、文部科学省の学校における携帯電話の取扱い等についての通知を基本にして対応を行っております。

まず、小・中学校においては、教育活動に直接関係のないものであることから、原則としてスマートフォンの持込みは認めておりません。ただし、登下校時の安全確保や緊急時の連絡体制とせざるを得ないなど特別な事情がある場合には、学校長の判断のもと、例外的に認めることとしております。この場合は、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却し、学校での教育活動に支障がないよう配慮しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○１４番（檜原 伸君） 明快な答弁ありがとうございます。

学校における取扱いルールについては、原則としてスマートフォンの持込禁止、そして部活動などの特別な事情がある場合は学校長の判断により例外は認められているようです。

学校内でのルール、これは阿波市で統一されたものだと思いますが、学校以外、例えば家庭での取扱いルールは設けられているのか、これ非常に気になって孫に聞いてみますと、孫が通う御所小学校では火曜日をメディアコントロールデーとして、その日はスマートフォンであつたりテレビは見ない、見てはいけないというルールがあるそうです。

これ、教育長の前ですけども、そういうルールがあるにもかかわらず、我が家の孫は担任の先生から言われているにもかかわらず、本を読むでもなく食事の時間まで動画やゲームに夢中になっております。

親が子どもにスマホを持たせる理由、その大きなものに緊急時の連絡手段だとか位置情報の把握による防犯対策、そして学習ツールの活用などが挙げられますが、そうしたメリットは認めつつも、私にはデメリットのほうが多過ぎる気がします。スマホの時間、子どもたちは何を失うのでしょうか。睡眠時間はもとより、学力、体力、視力、コミュニケーション能力、この子どもの成長にとって大切なものが失われていくのではないのでしょうか。

こうした課題解消に向けて、どのような対策を取っているのかお聞きします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 檜原伸議員の一般質問の２問目、阿波市の学校教育についての再問、課題解消策について答弁させていただきます。

スマートフォンの取扱いにつきましては、必要な情報を瞬時に得られる利便性がある一方で、依存性やインターネット上でのトラブルにつながることなどの懸念もございます。

こうした現状を踏まえ、各学校では、自分の行動に責任を持つとともに犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、学習指導要領に基づき情報モラル教育を行っております。さらに、家庭におきましても、利用時間や使い方について保護者に理解と協力をお願いしているところでございます。

今後におきましても、国の通知を踏まえ、児童・生徒の実情に応じた対応を進めるとともに、学校と家庭が協力して児童・生徒の安全と健やかな成長を支えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○１４番（檜原 伸君） 情報モラル教育、これを行いながら使用時間や使い方については保護者の理解と協力をお願いしているのですが、その結果が、御所小学校の場合は週１回利用制限を設けるということだと思います。非常にデリケートな問題なので、それ以上は言いませんけども、先月、愛知県豊明市、この市長がスマートフォンの使用を１日２時間以内とする条例案を出し、今賛否両論に分かれています。罰則規定なしの理念条例ですが、現代社会に一石を投じたものであることは間違いないと思います。

そこで、スマートフォンの依存症一步手前の孫を持つ私としては、このスマートフォンの使用に関して、こうした制限、規制を設けるのではなく、子どもたちが使用時間を少なくする、そういった取組をお願いしたいと思います。

先日、テレビ番組を見てまして、愛媛県の新居浜市は１０円でプールを開放しております。これはもう、夏休み、子どもたちや大人から非常に大好評のようです。こうした取組は大きな予算が必要となりますので大変とは思いますが、検討するに値するとは思いますが、そして大きな予算を必要としない取組として、私からは、子どもたちの阿波踊り大会であったり、県下の音響施設のあるアエルワに子どもたちに人気のある歌手やグループを招いてコンサートを行う、そして今阿波市の図書館も映画上映会などを頻繁にやってくれてますけども、もっともっと様々なイベントを企画して子どもたちがまた来たいというような図書館をつくり上げてほしい。今、思いつきのままの提案ですけども、どれ

か一つでも実現に向けて、実施に向けて行政の配慮をお願いしたいと思います。

そして、この教育行政の最後の質問になりますけども、阿波踊りをぜひ授業化にということで、この質問に入る前に、高田教育長、阿波踊りは語れて踊れますか。まあいいです。私は、大学の４年間阿波踊りを踊ってきて、社会人になっても５年間踊ってきました。コロナ禍で３年間休止していた阿波踊りですが、よりパワーアップして徳島の夏を盛り上げてくれました。

４００年以上の歴史を持つ日本三大盆祭りの一つで、踊るあほうに見る阿呆あほうを魅了してやまない阿波踊りを授業化して、阿波市の子どもたちは全員阿波踊りが語れて踊れるという証明を持って卒業させていただきたい、そういう思いからの質問です。具体的には、総合学習の授業の中で、阿波踊りの歴史を学び、男踊りや女踊り、太鼓や横笛などのおはやしを踊り連の出前授業で教えてもらおうというものです。

阿波踊りに関して、私の経験談を少し聞いてください。５０歳のときに肥料会社の社長に就任しまして、肥料の成分でありますリン鉱石の主産地でありますアメリカ、カナダへの視察研修に参加しました。全国から肥料会社の役員が２０名ほど参加しておりましたけども、成田空港の近くで前泊をして、その前夜祭のときに司会者から１人１分で自己紹介をしてくださいと。私の番が来ましたので、私はブレザーを脱いで、徳島県の榎原です。榎原伸です。徳島といえば阿波踊り、皆さん、阿波踊りは荷物にはならないのでぜひ覚えて帰ってくださいと、大きな声で、そして残り３０秒か４０秒、踊るあほうに見るあほう、この声を出して踊りました。会場は大いに盛り上がり、榎原伸という名前は皆さんに覚えてもらえました。

このように、生涯にわたって自己表現を目指す。もっと言えば、自立した人間の育成に阿波踊りは全て条件を兼ね備えている、それが私の推奨理由です。出前授業を取り入れることによって、教師にとっても専門分野の指導方法や評価の仕方などを側面から見ることで、気づくこともあるのではないのでしょうか。また、小学校のほうに出前授業をしてくれる連、この連にとっても指導をきっかけに本格的に踊りたいという子どもが出てきてくれたら底辺の拡大につながります。徳島県の位置、四国のどこかを知らない人でも阿波踊りだけは知っています。それぐらい有名な踊り、そんな阿波踊りを授業に取り入れて楽しく歴史文化を学ぶ、阿波市らしさを打ち出した教育が可能か、教育長、お聞きします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 榎原伸議員の一般質問の２問目の再々問、阿波踊りの授業化に

ついて答弁させていただきます。

郷土の誇る伝統文化である阿波踊りを学ぶことは、地域の文化を受け継ぐという観点、また児童・生徒の郷土愛を育成する上においても有意義であると私も認識しております。

阿波踊りの授業につきましては、体育や学校行事等に位置づけ実施しておる学校もありまして、教育委員会といたしましても地域の阿波踊り連の皆様を講師として招聘する取組を支援しているところでございます。

一方、阿波市学校管理規則の中には、各学校における教育課程の編成は校長の権限であるとしていることから、全ての学校で一律に授業化することは少し難しい面がございます。それとともに、阿波踊りを学ぶ学習、例えば議員からもお話ありましたように、主には総合的な学習の時間で実施していると思いますが、各学校におきましては、例えば環境教育に重点を置いているところ、また健康や福祉、さらには人権、また国際理解、平和等それぞれテーマを決めて実施しておるところでございます。

したがいまして、教育委員会といたしましては、各学校の実情や特色を踏まえた取組を尊重しつつ、引き続き地域との連携を深め、阿波踊りなどを取り入れた学習の内容の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 高田教育長も阿波踊りを学ぶことはあらゆる面において有意義であると認識されてるようです。阿波市では、阿波踊りを教育に取り込むかどうかは各学校の判断で指導者も学校によってまちまちです。

私は今回、この阿波踊りに対して強い信念を持って質問台に立っております。高田教育長、阿波市は徳島の旧国名、阿波の名称を引き継いでおります。その阿波市が伝統芸能として阿波踊りの継承を子どもたちに託すことがそんなに難しいことですか。自分たちがつくった阿波市学校教育管理規則に縛られることなく、阿波踊りの担い手育成という広義に立って全ての学校で授業化を進めていただきたい。高田教育長の英断に期待をして最後の質問に移ります。

3点目は、阿波市の農業振興についてであります。

その中で1問目、阿波市のブランド戦略についてお聞きします。

阿波市の農業振興は私の公約の一つでもありますので、常に阿波市農業振興計画は持ち歩いております。令和5年度からは地域特性を生かした阿波市ブランドの展開をはじめ、

5つの基本方針から成る第3次阿波市農業振興計画を策定し、施策の展開を図っております。

今回の質問では、その主要施策の一つとして掲げている阿波市ブランドの構築についてであります。

内容としては、各地域の特性や特色を生かした多種多様な農産物が生産される阿波市、これらの農産物を総じて阿波市ブランドと定義し、販売力強化や認知度拡大に向けた取組を展開し、地域ブランド力を高め、農家所得の向上につなげますとあります。果たしてこの生産農家には阿波市ブランド戦略ってどのように映ってるんでしょうか。私は30年余りJAグループに勤めていましたので、県内外のブランド戦略を見てきました。例えば、和歌山県の有田、400年も前から山の地形を利用して階段状に石を積み、ミカン園を造り、有田ミカンといったブランド化を進めてきました。

地元のこの徳島県に目を向けますと、藍住町の洋ニンジンです。ハウスの温度調整技術、穴を開けるのが多少農家の人の知恵が入ってるようですけども、この調整技術を確立して3月、4月に全国に先駆けて生のニンジンが出荷できる、この強みを生かして販路拡大を図っております。鳴門のカンショ、これは皆さんもご承知のとおり、砂地で栽培をされています。砂に含まれるミネラルがおいしさ、食味値を上げて、なると金時っていうのは、今鳴門市や徳島県が誇るブランド品の一つとなっています。このように、農産物に特別な名称やデザインをつけて付加価値を高め、ほかとの差別化を図る、農産物の市場価値の向上や農家収入増加のためのブランド化であってほしいと思います。

どうも阿波市では、ナス、レタスなど、品目の多さ、これが戦略の柱になってるように思うのですが、独自性の創造、また消費者へのアピール、品質の重視、ストーリー性、こうしたブランド戦略の原点に立ち返り、もっと消費者や生産者が分かりやすいブランド戦略を展開してはどうでしょうか。森産業経済部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 榎原伸議員の一般質問の3問目、農業振興についての1点目、阿波市の目指すブランド戦略とはについて答弁をさせていただきます。

本市は、平成の大合併以来、農業産出額や耕地面積など県下有数の農業規模となり、この強みを最大限に生かすため、平成23年に阿波市農業振興計画を策定し、担い手の育成や地産地消の推進など、これまで様々な農業施策を講じてきたところでございます。

こうした中で、議員お話しのブランド戦略につきましては、農業振興計画の中で優先的

に取り組む施策として農産物のブランド化を掲げ、継続的に進めており、具体的には本市の優れた農産物の中から販売実績や将来性などを勘案し、ブランド育成品目と定め、本市独自の支援策により重点的に支援することで生産性の向上や販売体制の強化を推進し、現在ではトマトやレタスをはじめ18品目の生産額が県下一となっており、農業立市として揺るぎない地位が確立されていると認識しております。

また、平成27年度からは、本市で生産される魅力ある農畜産物や加工品を阿波市の特産品として認証し、広く市場、そして消費者へPRすることで阿波市ブランドの創出を目指す阿波市特産品認証制度をスタートしており、現在30商品となった特産認証品については、SNSなどを活用したオンラインショップをはじめ、首都圏などを中心とする大手百貨店やレストラン、またふるさと納税などを通じた販売も拡大するなど、県内外において高い評価をいただいております。

このように、阿波市ブランドの創出は着実に進んでいると認識しており、これまで本市が進めてまいりましたブランド戦略に一定の成果があったのではないかと考えております。

今後におきましても、これまでの取組を検証しつつ、農業者や関係団体と連携強化を図りながら、本市の畜産物などのさらなるブランド力の向上に向け、ひいては本市農業の持続的発展につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいまブランド戦略に関する答弁がありましたので、それに関連して再問いたします。

答弁にもありました阿波市の農畜産物、これは市場からは非常に高い評価を受けています。生産者は少しでも販売価格を上げようと、安全・安心、高品質をモットーに栽培技術の向上に取り組み、消費者ニーズに合わせた出荷体制を構築をしてきました。それぞれの作物部会や出荷協議会では銘柄の特徴や優秀性、レシピなども販促資材として販売努力を重ねてきております。ただし、生産農家、また作物部会などの販売戦略はこうした域までだと思います。農家経営に大きな影響を及ぼす販売戦略の中にあつて、農業立市を掲げる本市からはトップセールスの姿勢が私には見えてきません。トップセールスとは、企業でいえば社長自ら自社製品を積極的にセールスすることで、地方自治体の首長が地元農産物、産業を他の自治体に売り込むことです。トップセールス、その名のとおりの首長にしか

できないことです。副市長や産業経済部長では駄目なんです。

そこで、町田市長にお聞きします。

安全・安心で高品質の阿波市農産物を市長自ら売り込む。このトップセールスについての考えをお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 樫原伸議員の一般質問の３問目の再問、トップセールスについて答弁させていただきます。

本市では、恵まれた自然環境と生産者の努力により高品質な農畜産物、または加工品が生産されており、これらは本市の重要な地域資源として、全国で開催されている様々なイベントや物産展、商談会などにおいて、市職員をはじめ、生産者、関係団体と連携しながら畜産物や加工品の魅力発信に取り組んでいるところでございます。

また、最近では、ふるさと納税の返礼品として本市の農畜産物や加工品を取り扱うことで、販売促進や全国へのPRにも一定の効果を上げていると思っております。

こうした中で、樫原伸議員のご質問のトップセールスにつきましては、私自身が先頭に立ち、本市農畜産物などの魅力を広く情報発信することで、その注目度や信頼性を深め、販路拡大やブランド力の向上につなげる大変有意義なものであると認識しております。他自治体でも同様のトップセールスが新聞報道やテレビでも取り上げられており、販路開拓に成功した事例もあるとお聞きしております。

一方、本市では今月末に、まだ予定ではございますが、大手コンビニエンスストアとの連携により、多くの報道機関を招いて市内産の野菜などを使用したり、新商品の発表会を盛大に開催する予定でありますので、こうした機会を的確に捉えながら市内産の農畜産物の魅力を全国的にPRしてまいりたいと考えております。

今後においても、JAや商工会など様々な関係機関と連携し、庁内一丸となって効果的なプロモーションを検討するなど、必要に応じてトップセールスも含めて戦略的に農畜産物などの販路開拓、販売促進にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） 市長からはトップセールスの意気込み、感じられましたけども、私としては阿波市が誇る農産物を私が先頭に立って売り込みに行きます、そういう答弁を聞きたかったのですが、必要に応じてトップセールスも視野に入れて販路開拓、販売

促進に取り組んでまいりますと、そういうご答弁でした。うまくかわされたような気がします。

これで全ての質問を終わりますが、1分だけ時間をください。町田市長は、令和5年4月に市長に就任してから今日まで新ごみ処理施設の建設問題に神経をすり減らしてきました。私から見て市長の責任感の強さは認めますが、壊れはしないかと非常に心配です。

重要案件の最終決断を下すのは、これはもちろん市長ですが、それ以外の部分、安丸副市長や所管の部長に任せて、少し市長は距離を置いてみるのはどうでしょうか。そして、気分転換って言えば、これはちょっと語弊があるかもしれませんが、今阿波町の農業後継者グループがブランド化を目指しています阿波の美～ナス、このひすい色のナスなんですけども、この美～ナスの縫いぐるみでも着て、スーパーであつたり関西市場への売り込みをしてはどうでしょうか。私からは、市長のトップセールスぶりを期待して全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで14番樫原伸君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は8日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時56分 散会

